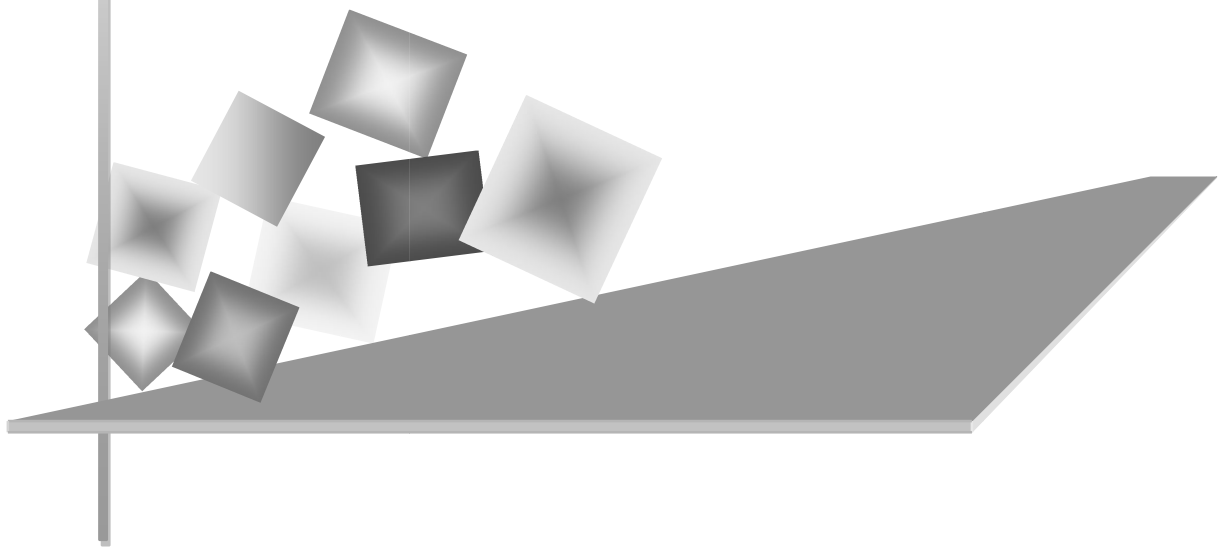


伊勢原市教育振興基本計画

後期基本計画

2013～2017

人がつながり 未来を拓く^{ひら}く 学びあうまち伊勢原



伊勢原市教育委員会

はじめに

伊勢原の地に生まれ、緑豊かな恵まれた自然の恩恵を受けてきたこの地の先人達は、代々そこで子を生み育て、日々の暮らしを営んできました。その先人達が脈々と築き上げた文化と知恵が、今を生きる私達の礎となり、また、残された生活の足跡が、その歴史と伝統とともに、神奈川県内でも有数の豊かな文化財の宝庫として、市民の貴重な財産となっています。

この過去から受け継がれた「人と自然と歴史が調和した ふるさと伊勢原」を先人達がそうしてきたように、一人ひとりの市民が大切に守り、確実に未来へとつなげることが、ここに暮らす我々に与えられた大事な努めです。

現代社会に目を移すと、生活の豊かさと情報通信技術の発展とともに、ここ数十年の間に急速に生き方や考え方など、あらゆる価値観が多様化し、それとともに、家庭の在り方や地域との関わり方などの人間関係の有り様も大きく変容しました。しかし、一方で我々は多くの犠牲を伴った東日本大震災から改めて人とのつながり、絆を感じ取ったのも紛れもない事実です。

このような現代社会の中、今を生き抜き、将来世代が迷うことのないよう「ふるさと伊勢原」を自信を持って確実に引き継がなければなりません。市の新たな総合計画では、その推進力となるものを「未来へ届ける力」と位置付け、各分野でまちづくりに取り組みます。

本市教育委員会でも、まちづくりは人づくり、教育は人づくりそのものであるとの認識に立ち、本市の教育理念である「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」に込められたビジョンのもと、豊かな人間性や創造性を持った次世代の育成と、一人ひとりが主体的に社会に参画して学び・高めあう教育を目指します。

これらのことを踏まえ、本市教育委員会では、新総合計画の目指すまちづくりの一端を担うべく、学校教育の充実をはじめ、生涯学習や生涯スポーツの推進、歴史と文化遺産の継承など、本市の教育ビジョンが示す教育の姿の実現のため、伊勢原市教育振興基本計画の具体的な実施計画として、前期基本計画の着実な継続と新たな課題への取組を掲げた後期基本計画を策定します。

平成25年6月

伊勢原市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	教育振興基本計画策定の趣旨	2
2	後期基本計画の基本的な考え方	3
(1)	社会情勢の認識	3
(2)	教育ビジョン（基本理念と教育の方向性）	3
(3)	教育委員会点検・評価からの検証	4
(4)	第5次伊勢原市総合計画と本計画との関係	4
(5)	下位計画との関係	4
3	前期基本計画からの変更点	5
第2章	教育ビジョン	7
1	教育ビジョン（平成22年度からの8年を通じて目指す教育の姿）	8
(1)	基本理念の考え方	8
(2)	基本理念	9
2	平成22年度からの8年を通じて目指す教育の方向性	10
視点1		10
視点2		12
視点3		13
第3章	後期基本計画	15
◆	施策体系	16
◆	重点取組一覧	18
1	目標1 幼児教育への支援	20
2	目標2 学校教育の充実	26
3	目標3 地域全体で取り組む教育力の向上	43
4	目標4 学校教育環境の整備充実	51
5	目標5 社会教育活動の振興	54
6	目標6 歴史と文化遺産の継承	65
7	目標7 教育委員会機能の充実	69
<資料>		
○	後期基本計画の策定体制	72
○	伊勢原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	73
○	伊勢原市教育振興基本計画庁内検討会議設置要綱	75
○	後期基本計画の策定経過	77

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 教育振興基本計画策定の趣旨**
- 2 後期基本計画の基本的な考え方**
- 3 前期基本計画からの変更点**

1 教育振興基本計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の目的を「人格の完成」、「平和で民主的な国家」、「社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」であると明記し、その目指すべき理想の姿の実現のために「豊かな情操と道徳心」、「自立の精神」、「男女の平等と公共の精神に基づいた社会参画」、「生命や自然の尊重」、「伝統と文化の尊重、郷土を愛し他国を愛する心」を養うことが必要であるとうたっています。

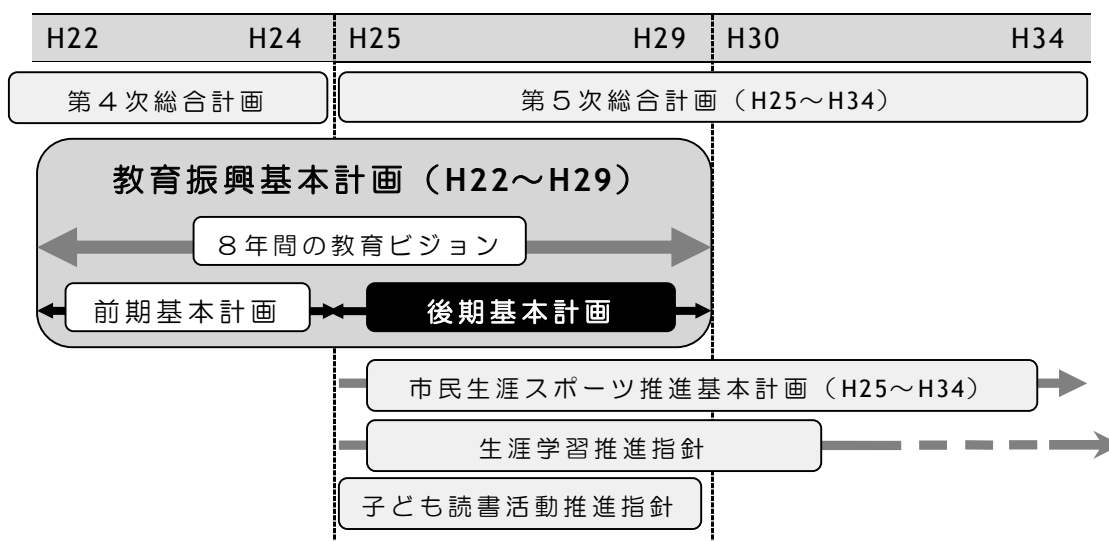
伊勢原市では、教育基本法の趣旨を踏まえ、同法第17条第2項の規定に基づき、伊勢原市の財産である「人と自然と歴史の調和」をコンセプトに平成22年3月に「伊勢原市教育振興基本計画」を策定しました。

本市の教育は、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念とし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの「生きる力」を育て、学習活動やスポーツなどを通し、だれもが生涯にわたって生き生きと暮らせる地域社会の実現を目指しています。また、先人から受け継いだ豊かな自然や貴重な歴史・文化遺産を大切に守り次世代に継承し、その魅力を発信していくことを掲げています。

本計画は、平成22年度から29年度までの8年間にわたる本市が目指す教育の姿を示した「教育ビジョン（基本理念と教育の方向性）」と、具体的な施策を盛り込んだ前期3年間の「基本計画」で構成されています。

この度、前期基本計画が平成24年度をもって終了するため、平成25年度からの5年間にわたる後期基本計画を策定しました。

また、教育振興基本計画の分野別の計画や指針として「伊勢原市市民生涯スポーツ推進基本計画」や「伊勢原市生涯学習推進指針」、「伊勢原市子ども読書活動推進指針」を合わせて策定しました。



2 後期基本計画の基本的な考え方

後期基本計画を策定するに当たり、分野別に7つの「目標」を定め、それぞれの「施策方向」ごとに「現状と課題」を整理し、今後5年間に取り組むべき施策を打ち出し、重点取組を掲げました。

また、達成度を図る指標として、重点取組ごとに平成29年度までの目標を設定しました。

(1) 社会情勢の認識

～「教育振興基本計画」の策定から現在までの国内社会の動き～

現在のグローバル化や他国に類を見ないほどの少子高齢社会の到来といった急激な社会変化は、生産年齢人口の減少や税収の減少、社会保障費の増大などをもたらし、現在の社会が抱える大きな課題となっています。また、価値観やライフスタイルの多様化に伴う都市化や核家族化の進行は、地域における結びつきの希薄化や孤立化を招いています。

その他にも、物質的に豊かで快適な社会環境のもとで育ち、合理主義や競争社会の価値観の中で育った若者世代は、子育てにストレスを感じたり、自身の生活にとって子の存在が負担と感じてしまう親がいるとの指摘もあります。

このような地域社会の希薄化や家庭力の低下は、親や子どもたちの孤立感や規範意識の低下を招き、虐待やいじめなどにつながる大きな要因と考えられています。こうした社会状況の中、人と人、地域と地域のつながりや絆があらためて見直されています。

(2) 教育ビジョン（基本理念と教育の方向性）

8年間の教育ビジョンを実現するために、3つの視点から目指すべき方向性を定めています。

- 視点1 「一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために」
- 視点2 「生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために」
- 視点3 「歴史と文化遺産を継承するために」

教育振興基本計画の見直しについては、平成22年3月の前期基本計画の策定時から現在までの社会情勢を勘案した中で、従前からの施策の重要度の順位付けを変えることはあっても、本市が目指す教育の姿を明示した「教育ビジョン」に影響を与えるような大きな社会的要因はなく、また、法制度上の大きな変更もないため、これについては、平成29年度まで堅持することとしました。

(3) 教育委員会点検・評価からの検証

教育振興基本計画については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、行政内部の自己点検・評価に加え、教育の専門家で構成される点検評価委員会による外部点検・評価を行っています。

P D C A サイクルの実践として、点検・評価の結果を検証するとともに、委員からの意見・助言を踏まえて本基本計画を策定しました。

(4) 第5次伊勢原市総合計画と本計画との関係

本基本計画は、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする第5次伊勢原市総合計画との整合を図り策定しました。

総合計画では、次代を担う子どもや若者たちへ、自信を持って伊勢原を引き継ぐことができる力を「未来へ届ける力」と位置付け、「暮らし力（誰もが明るく暮らせるまち）」、「安心力（地域で助け合う安全で安心なまち）」、「活力（個性豊かで活力あるまち）」、「都市力（住み続けたい快適で魅力あるまち）」、「自治力（みんなで考え行動するまち）」の5つの力として整理し、それぞれの力の分野ごとに「まちづくりの目標」と「まちづくりの方向」が示されています。

これらを踏まえ、本計画では、総合計画の目指すまちづくりの一端を担うべく、学校教育の充実をはじめ、生涯学習や生涯スポーツの推進、歴史と文化遺産の継承など、総合計画に掲げる教育に関する22事業をはじめ、前期基本計画の着実な実行と新たな課題に対応する91事業を本計画の重点取組として設定しました。

(5) 下位計画との関係

本基本計画と並行して策定した次に掲げる分野別の計画・指針において、本基本計画で掲げる教育ビジョンの視点に立ち、その具現化に向けた方策や取組を示しました。

教育ビジョンの視点

伊勢原市生涯学習推進指針

- 家庭・地域と連携して行う子育て支援
- 地域活力や地域資源を活用した社会教育の充実
- 生き生きと暮らすことのできる地域社会づくり

伊勢原市市民生涯スポーツ推進基本計画

- 誰でも気軽にスポーツやレクリエーションができる環境づくり

伊勢原市子ども読書活動推進指針

- 家庭・地域と連携した子育て支援
- 地域活力や地域資源を活用した社会教育の充実

3 前期基本計画からの変更点

後期基本計画の策定に当たっては、幼児教育への支援や学校教育におけるきめ細やかな学習への支援、各学習機会における地域との連携及び人材活用、学び返しなどといった視点に重点を置き、新規事業の計上と施策体系の見直しを行いました。主な変更点は次のとおりです。

- 人生のライフステージに合わせ、乳幼児期、学校教育期、青年期、成人期、円熟期等の一人ひとりの成長と生き方を支援する施策体系としました。
- 学校教育に係る取組について、授業や相談業務等により児童生徒を支援していく取組と、学校が保護者や地域等との連携を通して児童生徒を支援していく取組とに区分しました。
- 学校教育に係る取組について、児童生徒や教職員を支援するソフト部門と施設整備を行うハード部門に区分しました。
- 本計画が重点取組として位置付ける事業を明確にするため、経常的な取組については、本計画への掲載から省きました。
- 重点取組の計上の仕方について、施策の体系が不明確になり、目指すべき方向性が見失われないよう、施策上、相互に関連があった場合においても、各分野の重点取組を再掲載しないこととしました。
- 平成22年度以降の社会的課題等を踏まえ、「地域人材の活用」、「家庭支援」、「防災」、「危機管理」といった視点に基づいた取組を新たに打出しました。

また、伊勢原市の目指す教育の方向性や伊勢原市生涯学習推進指針が示す取組を具現化するため、地域の多様な人材を活用した学校・家庭・子ども支援の内容を盛り込みました。

第 2 章 教育ビジョン

(平成 22 年度～29 年度)

- 教育ビジョン
 - 基本理念の考え方
 - 基本理念
- 8 年を通じて目指す教育の方向性

1 教育ビジョン（平成22年度からの8年を通じて目指す教育の姿）

（1）基本理念の考え方

～人と自然と歴史の調和の中で～

秀峰大山に抱かれた伊勢原市は、水と緑、豊かな大地という人々が生きていくうえで、最適の環境があります。この恵まれた自然環境が、太古から人々の営みを支え、今に至る長い風土や歴史を培ってきました。こうした人と自然と歴史の調和の中で、伊勢原は首都圏の近郊都市として成長してきました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、高度情報化や国際化の進展などにより、社会の仕組みや流れ、環境などが大きく変化しています。また、新東名高速道路や国道246号バイパスといった広域幹線道路の整備が、これまでの伊勢原の姿を大きく変えようとしています。

こうした変わりゆく社会環境の中で、私たちは、先人から受け継いだ自然や伝統、文化を次代へ引き継いでいくとともに、市民のだれもが安全・安心な暮らしと未来に発するまちを創造していく必要があります。

教育とは人づくりです。次世代の社会を担う人々をどう育てていくのか、どう育てて欲しいのか、豊かな人間性や創造性を持つ次世代を育成するのは大人の責任です。物質的には豊かになりましたが、真に豊かな生活を享受するには心も豊かであることが必要です。

子どもたちが学校に通うことが楽しいと思え、人やふるさと・自然を愛し、大人になっても伊勢原市に誇りと愛着が持て、子どもたちが将来にわたり大きく羽ばたくことのできる教育が必要と考えます。

伊勢原市教育委員会では、学校教育の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の相互の連携と協働により、市民一人ひとりが夢や目標を持って生き生きと暮らすことができ、また、個人が自主的に社会に参画し、相互に支え合い、学びあうような教育の実現を目指しています。

(2) 基本理念

人がつながり 未来を拓く ^{ひら} 学びあうまち伊勢原

人がつながり

きずな

人は、それぞれの社会環境の中で、多くの人と関わり、つながりを持ちながら生活をしています。また、人が生きていくうえで、自然との共存や文化の享受は欠かすことができません。人とのつながりや文化は、確実に次世代に受け継がれます。受け継いだ子どもたちはやがて大人になり、親となります。伊勢原の教育では、‘伊勢原らしさ’を活かしながら、学校や家庭、地域とのつながりと、自然や歴史・文化とのつながりの中で、明るい未来を創造していきます。

未来を拓く

生きる力

子どもたちへの教育を進めていくうえで、自らの問題を考え、解決していくことが大切です。子どもも大人も、市民みんなが自分たちの目標や課題を考え、取り組んでいこうと努力することにより、未来を切り拓いていくことができます。

人と人とのつながりのうえに、さまざまな学びや経験・体験を通して、一人ひとりの市民がたくましく未来を拓き、生きていくことを目指していきます。

学びあうまち

ともに学ぶ

市民のだれもが明るく元気に生き生きと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ、文化活動への支援など、生涯を通じて「学びあうまち」をつくることが大切です。

また、子どもたちが自立して生きていくことを学ぼううえで、主体的に人と関わることや協力しあうことの重要性を教えていくことも大切なことです。

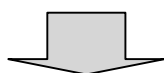
市民が生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、元気で活力あるまちになるような教育を目指していきます。

2 平成22年度からの8年を通じて目指す教育の方向性

8年を通じた「教育ビジョン」を実現するために、3つの視点から次のとおり目指すべき方向性を定めています。

視点1

一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために



学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援します。

◆知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。今日の激しい社会変化の中で、将来にわたって子どもたちが大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てていきます。

生きる力

～ 知・徳・体のバランスのとれた力 ～

確かな学力（知）

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

豊かな人間性（徳）

自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感謝する心、感動する心などの豊かな人間性

健康・体力（体）

たくましく生きるための健康や体力

◆きめ細かな教育環境づくり

乳幼児期の教育をはじめ、幼稚園・小学校・中学校までの学校教育においては、子どもたちが社会の一員として自立して生き、豊かな人生を送るために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を育てていく必要があります。子どもたち自身が、お互いに学び、考え、創造しあえることのできる環境を整えていきます。また、特別な支援を必要とする子どもや不登校の子どもなども含め、一人ひとりの状況に応じてすべての子どもたちにきめ細かな目が行き届くよう、小中学校における更なる少人数学級の推進や、教科指導及び児童生徒指導への取組などの学校教育の充実に努めていきます。さらに安全・安心・快適な学校の環境づくりを推進していきます。

◆子どもたちが主体的に考え、生きる力をはぐくむ教育

学校と家庭・地域が相互に連携・協力して子どもたちの健やかな成長を支援していくため、開かれた学校づくりを進めるとともに、伊勢原の地域性を活かし、地域資源を利用した、より一層魅力ある学校をつくっていきます。

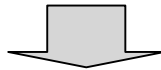
また、確かな学力を身につけることはもちろん大切ですが、人を慈しみ、感謝し、自助・共助のなかで人としての力をつけていくことも必要です。地域の活動に子どもたちの参加を促す取組や、子どもたちが主体的に考え、生きる力をはぐくむ体験や経験を取り入れた教育も行っています。

◆家庭・地域と連携して行う子育て支援

教育の出発点である家庭教育においては、自主性を尊重しながら、その役割を十分果たしていくことができるよう、教育力向上に向けた取組を行うとともに、地域全体で一人ひとりの子どもたちの成長を見守り、子育てする親への支援を行っていきます。

視点 2

生き生きと暮らし、学びあうまちづくりのために



だれもが生き生きと暮らすことができ、生涯にわたり学び働くことができる環境を整備するとともに、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を充実させ、一人ひとりの夢や生きがいづくりを支援します。

◆地域活力や地域資源を活用した社会教育の充実

市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学びあうことのできるまちを実現するため、さまざまな生涯学習機会を提供するとともに、産・学・官の連携による地域活力の醸成や、豊かな自然や文化などの地域資源の活用により、社会教育を充実させます。時代の変化に自ら対応していくには、生涯を通じて自らを高めようとする意識が必要となります。そうした個々の意識に敏感に対応していくため、常に時代の変化に応じ学習機会や情報を提供していくとともに、時代をたくましく生きる人材の育成をサポートしていきます。

◆生き生きと暮らすことのできる地域社会づくり

生涯学習の成果が地域社会に適切に還元できる仕組みづくりを行うとともに、市民活動を担う人材を育成し、市民が自ら行う活動を活性化させていきます。失敗を容認する社会、再チャレンジが可能な社会の仕組みづくりに向け、資格取得や職能の向上、再就職などの環境づくりを進めていきます。そして、さまざまな世代が多様な活動を行い、その活動を通じて、生き生きと暮らすことのできる地域社会づくりを支援していきます。

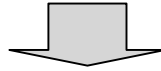
◆だれでも気軽にスポーツや

レクリエーションができる環境づくり

子どもから高齢者まで、すべての市民が生き生きと暮らすための文化活動やスポーツ活動の活性化を支援するとともに、健康維持や体力づくり、仲間づくりに向けて、いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツやレクリエーションができる環境づくりを進めていきます。

視点3

歴史と文化遺産を継承するために



伊勢原市の豊かな自然や歴史・文化遺産を継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに活かしていきます。

◆未来を拓く歴史と文化遺産

伊勢原市には、先人から受け継いだ豊かな自然と長い歴史、伝統的な郷土文化や数多くの優れた文化遺産があり、これらは私たち市民の誇りです。

こうした豊かな自然や歴史、文化遺産は、過去の輝きを伝えるだけでなく、現在の私たちの生活が過去と強く結びついていることを物語り、過去と現在のつながりを自覚させ、さらに地域とのつながりの重要性を教えてください。過去とのつながりを知り、受け継いだ歴史や文化遺産を後世へ継承していくことは、現代を生きる私たちの責務であり未来を拓くための大切な一歩といえます。

◆郷土の歴史や文化の情報発信

先人から受け継いだ恵まれた文化遺産を未来に活かしていくためには、まず地域の歴史、文化遺産そのものを知ることが必要です。そのために、眠っている文化財を掘り起こし、調査し、新たな価値を見出す取組を推進していきます。また、そうした成果を地域で広く共有し、郷土の歴史や文化を身近に感じられるように、機会に応じた積極的な情報発信を進めるとともに、情報発信方法についても、公開展示会や現地見学会、インターネット等、時代に応じた形で取り組んでいきます。

◆歴史や文化遺産を活用した地域づくり

学校教育の場においても、出前授業や副読本の刊行など‘伊勢原らしさ’を活かした学習を実施していきます。そして、地域で歴史と文化遺産を継承していくためには、その担い手となる人材を育成していくことも必要となります。郷土資料館などの常設展示スペースの検討や歴史解説アドバイザーの活用などを行いながら、地域文化を高め、歴史や文化遺産を活用した地域づくりを進めていきます。

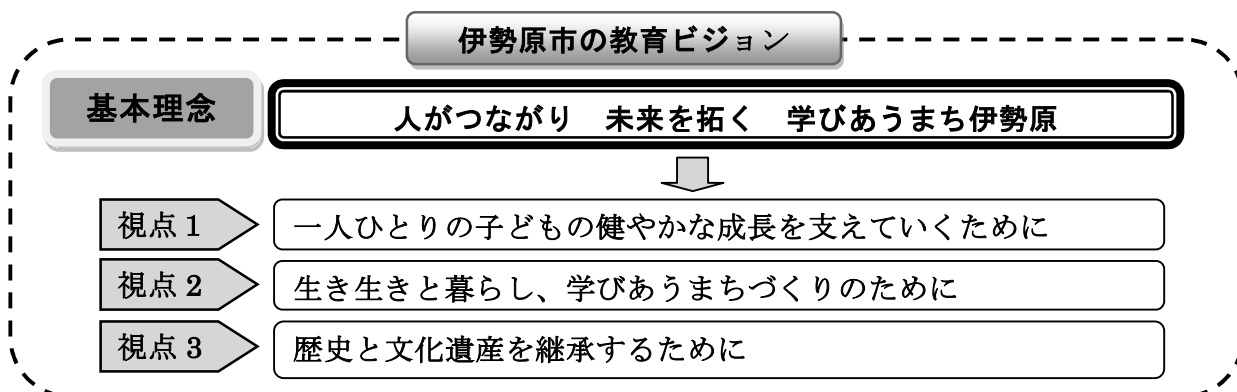
第 3 章 後期基本計画

■ 後期基本計画の体系

- 施策体系
- 重点取組一覧

- 目標1 幼児教育への支援
- 目標2 学校教育の充実
- 目標3 地域全体で取り組む教育力の向上
- 目標4 学校教育環境の整備充実
- 目標5 社会教育活動の振興
- 目標6 歴史と文化遺産の継承
- 目標7 教育委員会機能の充実

伊勢原市教育振興基本計画・後期基本計画 施策体系



後期基本計画

目標	施策方向	施策
幼児教育への支援	1-1 子どもに応じた保護者への相談に努めます	1-1-1 未就学児に関する相談や就学相談機能の充実
	1-2 家庭の教育力向上と経済的支援を図ります	1-2-1 家庭の教育力向上に向けた支援 1-2-2 就園支援等の充実
	1-3 幼稚園・保育所と小学校の連携を推進します	1-3-1 幼稚園・保育所と小学校の連携推進
学校教育の充実	2-1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくみます	2-1-1 確かな学力の育成 2-1-2 豊かな人間性の育成 2-1-3 健康の保持増進、体力の向上 2-1-4 小中連携と異校種間連携の推進
	2-2 教科等の横断的・総合的な教育活動の充実を図ります	2-2-1 豊かな体験活動の推進 2-2-2 国際理解教育の推進 2-2-3 情報・環境・キャリア教育の推進 2-2-4 食育・学校給食の推進
	2-3 子どもに応じた支援・相談体制の充実と家庭への支援を図ります	2-3-1 児童生徒に対する支援・相談体制の充実 2-3-2 家庭への就学支援等の充実
	2-4 教職員の人材育成と環境整備に努めます	2-4-1 授業力の育成を核とした教職員の資質能力の向上 2-4-2 教職員を取り巻く環境の整備

目標	施策方向	施策
地域全体で取り組む 教育力の向上	3-1 学校・家庭・地域の連携を強化します	3-1-1 開かれた学校教育の推進 3-1-2 地域との交流を通じた体験活動の推進 3-1-3 子ども・若者の健全育成のための支援 3-1-4 放課後等の子どもたちの居場所づくり 3-1-5 保護者や地域と連携した通学路の安全対策
	3-2 家庭の教育力の向上を目指します	3-2-1 家庭の教育力の向上に向けた取組
学校の整備充実	4-1 安全で快適な学校教育環境の整備・充実を図ります	4-1-1 安全・快適な学校施設への改善 4-1-2 学校における防災体制の充実
	5-1 多様な学習機会を提供します	5-1-1 生涯学習への支援と多様な人材活用の促進 5-1-2 図書館運営の充実 5-1-3 子ども科学館運営の充実
社会教育活動の振興	5-2 生涯スポーツを推進します	5-2-1 スポーツ・レクリエーション活動の充実と支援
	5-3 文化芸術活動を推進します	5-3-1 文化芸術活動の推進
	5-4 社会教育施設の整備・充実を図ります	5-4-1 社会教育施設の整備・充実
	6-1 市の文化財を保護し、市史編さんを推進します	6-1-1 文化財保護・市史編さんの推進
歴史と文化遺産の継承	6-2 歴史・文化の魅力発見と情報発信を推進します	6-2-1 歴史・文化の魅力発見と情報発信の推進
	7-1 教育委員会機能の強化と活性化を促進します	7-1-1 教育委員会活動の充実・活性化 7-1-2 教育委員会の危機管理の徹底 7-1-3 教育振興基本計画の進行管理
機能の充実	教育委員会	

後期基本計画 重点取組一覧

●印は第5次総合計画計上事業

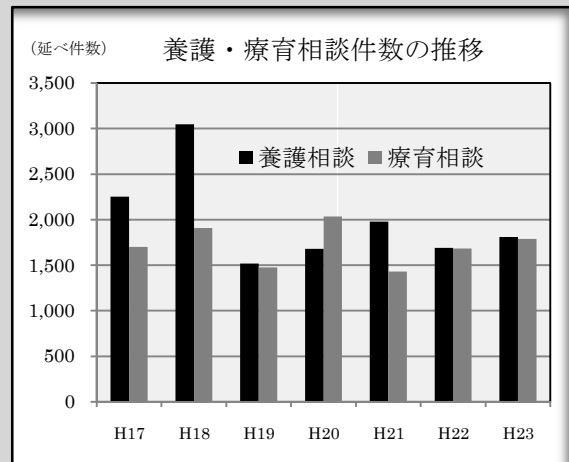
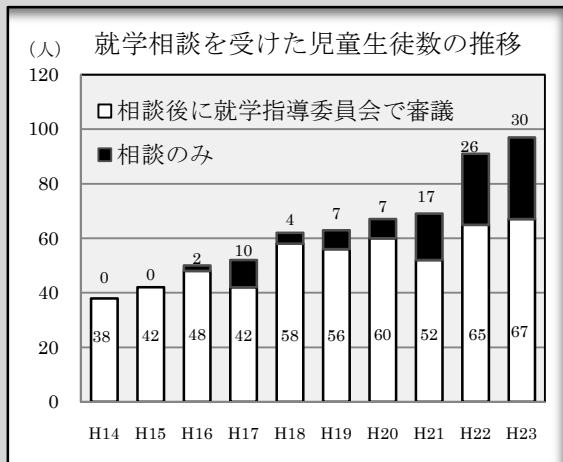
施策No.	重点取組	項	施策No.	重点取組	項
1-1-1	就学相談の充実	21	2-1-4	小中学校と高等学校及び特別支援学校等との連携	30
	養護相談の充実	21			
	療育相談の充実	21	2-2-1	豊かな体験活動の推進	32
1-2-1	幼児家庭教育学級の開催	22	2-2-2	● 外国語教育の推進(ALTの配置)	32
1-2-2	● 子ども・子育て支援事業	23		● 特色ある教育モデル事業	33
	私立幼稚園児の保護者への補助	23		外国語教育推進連絡協議会の開催	33
	私立幼稚園特別支援教育に対する補助	23		外国につながるのある児童生徒への支援	33
	私立幼稚園に対する教材教具の購入費等の補助	24	2-2-3	情報教育の推進 (教育用PCの整備)	34
	私立幼稚園に対する施設整備費の補助	24		環境教育の推進	34
	ひとり親家庭への入学支度金の支給	24		キャリア教育の推進	34
1-3-1	幼稚園・保育所と小学校との交流	25	2-2-4	● 中学校給食の導入検討	35
	地域教育機関等連絡協議会の開催	25	小中学校における食育推進	35	
2-1-1	● 小学校教科担当制等の推進	27	2-3-1	● 教育相談の充実	37
	きめ細やかな指導体制の推進	27		● 通級指導教室での児童指導	37
2-1-2	道徳教育・人権教育の推進	28		特別支援学級への介助員の配置	38
	伝統や文化等に関する教育の推進	28		● 専門家による教職員への助言と相談の実施	38
	読書活動の推進	28	● 適応指導教室の運営	38	
	学校図書館の整備充実	29	2-3-2	支援を要する家庭への就学援助	39
2-1-3	定期健康診断及び感染症予防への取組	29	2-4-1	特別支援学級就学支援	39
	体力テスト結果の分析・検証	29		校内研究会の充実	41
	授業及び部活動への専門家等の派遣	30		教職員研修の充実	41
2-1-4	小中学校9年間を見通した教育活動の推進	30	2-4-2	教職員による教育研究の充実	41
				教職員等の人権研修の充実	42
3-1-1			2-4-2	教職員ICT環境の整備	42
				教職員の健康診断及びメンタルヘルス相談の充実	42
			3-1-1	学校と地域との協働	44

施策No.	重点取組	項	施策No.	重点取組	項	
3-1-1	学校からの情報発信	44		読書の普及・啓発	57	
3-1-2	子どもを対象とした体験活動の充実	45	5-1-2	学校図書館の環境整備への支援	58	
	若者の活動への支援	45		プラネタリウム事業の充実	58	
3-1-3	● 子ども・若者計画の策定	46	5-1-3	学校と連携した取組の推進	58	
	● 子ども・若者への相談体制や指導の充実	46		地元企業や大学、ボランティアと連携した取組	59	
	子ども・若者の健全育成の推進	46		● スポーツ競技大会の開催	61	
3-1-4	● 児童コミュニティークラブの充実	47	5-2-1	伊勢原射撃場を活用した競技の振興と地域の活性化	61	
	● 放課後子ども教室の開設	47		総合型地域スポーツクラブの運営支援	61	
3-1-5	小中学校通学路の安全対策	48			市民活動の発表・文化芸術鑑賞機会の提供	62
3-2-1	● 地域の多様な人材を活用した家庭教育支援	49	5-3-1	● 青少年センターの改修	64	
	教育講演会の開催	50		子ども・若者の活動施設の維持管理	64	
	家庭教育講演会の開催	50		新たなスポーツ広場の整備	64	
4-1-1	● 小中学校校舎屋上・外壁の修繕	52	5-4-1	● 国指定重要文化財・宝城坊本堂保存修理への支援	66	
	● 小中学校施設の改修	52			市史編さん事業の推進	66
	● 小中学校教室への扇風機設置	52			文化財保管施設の整備	66
	基金を活用した教育・文化の振興	53	6-1-1	● 文化財情報の発信	68	
	学校環境衛生検査の実施	53			● 文化遺産と観光を結びつけた地域の活性化	68
4-1-2	災害時における児童生徒の安全確保	53	7-1-1	教育委員会（教育委員）活動の充実	70	
5-1-1	● 生涯学習や市民活動の情報提供	55	7-1-2	危機管理の徹底	70	
	● 生涯学習の充実と人材活用	55	7-1-3	教育委員会事業の点検・評価	71	
	公民館を拠点とする生涯学習の推進	56				
	人権啓発講座・人権セミナーの開催	56				
5-1-2	図書館利用者の利便性の向上	57				
	図書館資料の整備・充実	57				

1-1 子どもに応じた保護者への相談に努めます

現状と課題

- ◆ 発達障害などの子を持つ保護者からの就学相談が増えています。特別支援学級へ通う子どもたちも含め、保護者の意向を十分に把握した相談が必要です。
- ◆ 子どもに対する悩みを抱える保護者が増える中、伊勢原市では平成21年に「児童相談センター（現：子ども家庭相談室）」を設置し、乳幼児期から学齢期に至るまでの一貫した相談、支援を行っています。今後ますます相談件数が増加することが予想される中で、相談体制のさらなる充実を図るとともに、特に乳幼児の発達に関する相談については、障害の早期発見、早期療育の支援体制をさらに整える必要があります。



目標とする状態

- ▼ 障害のある子どもたちの将来の自立と社会参加のため、一人ひとりに応じたきめ細やかな相談が充実しています。
- ▼ 子どもの発育やしつけなど、子どもに関する様々な悩みや課題を抱える保護者に対し、臨床心理士をはじめとする専門の教育相談員による相談や支援を行うことで、保護者の不安解消と子どもの健全な成長が図られています。

目標 1 幼児教育への支援

施策 1-1-1 未就学児に関する相談や就学相談機能の充実

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	就学相談の充実 【継続】	教育センター
取組内容		障害などのため、就学について不安のある保護者に対して、一人ひとりに応じた適切な就学指導を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
就学相談・指導		随時実施	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	養護相談の充実 【継続】	子ども家庭相談室
取組内容		保護者の家出や病気、出産などで養育が困難となる子どもの相談や、しつけなどの相談に応じ、必要な調査や助言・指導を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
養護相談・調査・助言・指導		随時実施	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	療育相談の充実 【継続】	子ども家庭相談室
取組内容		心身の発達に遅れや心配のある乳幼児や保護者に対して相談を実施し、専門的な助言や指導を行います。また、市内保育所や幼稚園への巡回相談を実施し、保育士や教諭などに対する専門的支援を行うとともに、研修などにより理解を深めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
療育相談・助言・指導・巡回指導		随時実施	継続実施

1-2 家庭の教育力向上と経済的支援を図ります

現状と課題

- ◆ 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く社会環境が変化しています。近年、育児の負担感の増大と家庭での教育力の低下が指摘され、子育てに悩みや不安を抱えている親が増えています。

家庭はすべての教育の出発点です。学習機会の提供や子育て中の親の心の拠りどころとなるような相談や仲間づくりの場が必要です。

- ◆ 長引く経済状況の低迷などにより、子育て世帯の経済的負担が増えていますので、幼児教育の機会均等を確保する継続的な取組が必要です。

目標とする状態

- ▼ 各公民館と市の子育てや健康管理部門との連携により、公民館での子育て支援に関する講座が充実し、家庭の教育力向上の一助となっています。
- ▼ 経済的理由により就園・就学が困難な家庭に対して、様々な支援を行うことにより、教育機会の均等が確保されています。

施策 1-2-1 家庭の教育力向上に向けた支援

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	幼児家庭教育学級の開催 【継続】	社会教育課
取組内容		各公民館において、乳幼児とその親を対象に、家庭教育の支援や親同士の交流の場を提供するため、各種講座を開催します。	
事業指標		現 状	29年度までに
幼児家庭教育学級・新ママセミナーの開催（年間）		29 講座 （参加者 423 人）	継続開催

■平成24年度に公民館で開催された幼児家庭教育学級の内容の一例

プログラムに即した子育ての練習	消防士による幼児の救急法講習	親子で人形劇鑑賞
子育ての先輩を交えた座談会	子どもの食事づくり	ヨガでリフレッシュ
幼児教育についての話	子どものおやつづくり	アロマテラピーでリラックス
子育てに関する講演会	親子遊び	ネイルケアで気分転換

目標 1 幼児教育への支援

施策 1-2-2 就園支援等の充実

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	子ども・子育て支援事業 【新規】	子育て支援課 保育課
	事業名	子ども・子育て支援事業（暮らし力）	
取組内容		国が進める子ども・子育て支援関連の制度、財源の一元化に基づき、市でも新制度に対応した子ども・子育てに関する支援制度へ移行し、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の一体的な提供など、家庭における養育支援の充実を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
幼保窓口の一本化、各種給付の実施		窓口一本化準備	各種給付の開始

No.	総合計画	取組	所管
2	—	私立幼稚園児の保護者への補助 【継続】	子育て支援課
取組内容		保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて入園料及び保育料の補助を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
私立幼稚園就園奨励費・就園児補助金の交付		実施	継続実施

No.	総合計画	取組	所管
3	—	私立幼稚園特別支援教育に対する補助 【継続】	子育て支援課
取組内容		私立幼稚園における特別支援教育の振興や障害のある幼児の就園機会の促進を図るため、障害のある幼児を受け入れた幼稚園設置者に対して補助金を交付します。	
事業指標		現 状	29年度までに
私立幼稚園特別支援教育補助金の交付		実施	継続実施

目標 1 幼児教育への支援

No.	総合計画	取 組	所 管
4	—	私立幼稚園に対する教材教具の購入費等の補助 【継続】	子育て支援課
取組内容		幼児教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を補助します。	
事業指標		現 状	29年度までに
私立幼稚園教材費等助成事業補助金の交付		実施	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
5	—	私立幼稚園に対する施設整備費の補助 【継続】	子育て支援課
取組内容		園児の安全確保と良好な施設環境の維持を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、施設整備に要する経費の一部を補助します。	
事業指標		現 状	29年度までに
私立幼稚園施設整備費補助金の交付		実施	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
6	—	ひとり親家庭への入学支度金の支給 【継続】	子育て支援課
取組内容		小学校及び中学校に入学する児童生徒がいるひとり親家庭に対し、入学に必要な費用の一部を助成します。	
事業指標		現 状	29年度までに
ひとり親家庭入学支度金の交付		実施	継続実施

1-3 幼稚園・保育所と小学校の連携を推進します

現状と課題

◆ 小学校への入学直後に、幼稚園や保育所と異なった生活に馴染めないなど、いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる問題が生じています。小学校へのスムーズな移行には、幼稚園・保育所から小学校への指導法の連続性や一貫性、子ども一人ひとりに対する情報共有が必要です。幼稚園、保育所、小学校、それぞれの教職員が連携するための時間の確保や、連携の必要性の認識と理解が課題となっています。

目標とする状態

▼ 幼稚園・保育所、小学校の連携が促進され、子ども一人ひとりの心身の健康と発達状況の情報共有や指導法及びカリキュラムの工夫、研究が進み、小学校生活への円滑な適応が図られています。

施策 1-3-1 幼稚園・保育所と小学校の連携推進

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	幼稚園・保育所と小学校との交流 【継続】	指導室
取組内容		幼児及び児童の実態把握や指導の在り方などについて理解を深めるため、幼稚園・保育所と小学校との連携や交流活動を促進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
各種交流活動の実施		実施	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	地域教育機関等連絡協議会の開催 【継続】	教育センター
取組内容		市内の公私立の幼・保・小・中・高・特別支援学校、及び市で構成する地域教育機関等連絡協議会を運営し、教職員間や子どもの交流を通して異校種間の交流を促進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
地域教育機関等連絡協議会の開催（年間）		4回	継続実施

2-1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくみます

現状と課題

- ◆ 教員の専門性を活かし、一部の小学校で、高学年を中心に教科を限定した交換授業や、学年の中で理科を専門とする教員が学年全クラスの授業を受け持つなどの教科担当制の試みが広がっています。特に音楽、体育、英語など、一部の教科については、担当の教員による専門的な指導が求められており、人的配置への支援が必要です。
- ◆ 本市では、全小学校で、平成17年度から1年生、平成18年度からは2年生の35人学級を実施しています。また、1学級を分割して学習する少人数指導については、小学校では主に中・高学年の算数、中学校では数学と英語で実施し、きめ細やかな指導に努めています。今後は対象教科や対象学年の拡大が望まれます。
- ◆ いじめの問題が全国的に深刻化しています。道徳教育や人権教育を通して、他人を尊重できる思いやりのある人間性の育成が必要です。
- ◆ 読書感想文コンクールや小学校での「読み聞かせ」、各学校図書館の蔵書の充実や図書整備員の派遣など、読書活動の推進に努めていますが、読書活動のさらなる促進には、魅力ある学校図書館の整備が必要です。
- ◆ 生きていくうえでの健やかな体を育成するには、運動と食事のバランスが不可欠ですが、最近では運動不足や食生活が偏っている子どもが増えています。
- ◆ 今日的課題として、小学校を卒業した後に新たな中学校への生活に馴染めない「中1ギャップ」という問題が聞かれます。「中1ギャップ」の解消には、小中学校同士の日頃からの情報共有や指導法の研究などの連携が益々重要になっています。

目標とする状態

- ▼ 小学校での教科担当制や少人数指導が拡充され、児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が行われるとともに、小学校から中学校への円滑な接続が図られています。
- ▼ 基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、他人への思いやりが持てる豊かな心を持った児童生徒が育っています。
- ▼ 読書に親しみが持てる取組の推進と読書環境の整備が図られたことにより、学校図書館の利用の増加とともに読書活動が促進され、児童生徒の豊かな感性と心がはぐくまれています。
- ▼ 学校生活のあらゆる機会を通じた運動・スポーツに親しむ機会の提供や、体育の授業へ専門家を派遣するなどの取組により、児童生徒の健康・体力の増進が図られています。
- ▼ 小学校と中学校の連携した取組を推進することにより、「中1ギャップ」の解消など、中学校生活への円滑な接続が図られています。

施策 2-1-1 確かな学力の育成

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	● 事業名	小学校教科担当制等の推進 【継続】 小学校教科担当制等推進事業（暮らし力）	指導室
取組内容		大山小学校を除く各小学校へ教科担当制等に対応する非常勤講師を配置します。また、中学校へ非常勤講師を配置することで中学校教員の指導時間を確保し、中学校教員の小学校での指導による教科担当制を進め、学力の向上と中学校生活への適応を図ります。	
事業指標		現状	29年度までに
非常勤講師の配置		0人	9人

No.	総合計画	取組	所管
2	—	きめ細やかな指導体制の推進 【継続】	指導室
取組内容		小学校低学年における35人学級編制への対応や、基本的な生活習慣の定着や学力の向上を図るため、非常勤講師及び指導補助員を継続して配置します。	
事業指標		現状	29年度までに
・非常勤講師の配置数 ・指導補助員の配置数		(小学校) 非常勤講師 4人 指導補助員 12人	(小学校) 非常勤講師 4人 指導補助員 18人
		(中学校) 指導補助員 5人	(中学校) 指導補助員 8人

総合計画 における 目標値	市内学校評価調査結果	現状値	29年度までに
	学校の勉強がわかる	小学生 88.4% 中学生 68.7%	小学生 92% 中学生 73%

目標 2 学校教育の充実

施策 2-1-2 豊かな人間性の育成

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	道徳教育・人権教育の推進 【継続】	指導室
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育全体計画及び年間指導計画に基づき、子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識をはぐくむための道徳教育を充実するとともに、今日的課題である情報モラル教育の推進に努めます。 人権を尊重し、好ましい人間関係を育て生命の尊さや社会的弱者への理解を深める取組を推進するとともに、いじめなどをしない他人を思いやることのできる人間性の育成に努めます。 	
事業指標		現 状	29年度までに
道徳教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導		実施	継続実施

No.	総合計画	取組	所管
2	—	伝統や文化等に関する教育の推進 【継続】	指導室
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 国や郷土の伝統・文化を継承、発展させるための教育を推進します。 市文化財担当職員を学校に派遣して授業を行う「出前授業」を実施します。 小学校5年生に音楽鑑賞、6年生に演劇鑑賞の機会を設けます。 	
事業指標		現 状	29年度までに
音楽鑑賞及び演劇鑑賞（年間）		各1回	継続実施

No.	総合計画	取組	所管
3	—	読書活動の推進 【継続】	指導室
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 言葉の学びや豊かな感性、表現力、想像力を磨くため、読書活動を推進します。 児童生徒の読書への意欲を喚起するため、伊勢原市読書感想文コンクールを実施します。 保護者や地域の方の協力を得て、小学生に対する「読み聞かせ」を実施します。 	
事業指標		現 状	29年度までに
伊勢原市読書感想文コンクールの実施（年間）		1回（夏休み）	継続実施
小学生に対する「読み聞かせ」		年間を通して実施	継続実施

目標 2 学校教育の充実

No.	総合計画	取 組	所 管
4	—	学校図書館の整備充実 【継続】	指導室
取組内容		計画的に学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、定期的に各学校へ図書整備員を派遣します。	
事業指標		現 状	29年度までに
学校図書館の図書標準達成率（蔵書数）		小学校 84.4%	小学校 100%
		中学校 70.2%	中学校 85%
1校あたりの図書整備員の派遣回数（年間）		8回	継続実施

施策 2-1-3 健康の保持増進、体力の向上

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	定期健康診断及び感染症予防への取組 【継続】	学校教育課
取組内容		<p>児童生徒を対象とする健康診断の実施により、健康及び成長状態を確認し、必要に応じて精密、再検査を促して疾病を予防します。</p> <p>また、医療機関や保育所、幼稚園との連携を密にし、感染症に関する迅速な情報収集と予防方法の周知を図り、感染症の拡大防止に努めます。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
健康診断の実施（年間）		1回	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	体力テスト結果の分析・検証 【継続】	指導室
取組内容		体力テスト結果の分析及び検証を行い、体力向上に向けた取組を進めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
体力テストの実施及び分析・検証（年間）		1回	継続実施

目標 2 学校教育の充実

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	授業及び部活動への専門家等の派遣 【継続】	指導室
取組内容		小中学校の体育の授業に柔道や水泳指導の専門家を派遣し、専門的な実技指導を行います。また、中学校の運動部活動及び文化部活動へ指導協力者を派遣し、指導の充実を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
授業への専門家等の派遣		水泳・柔道	継続実施
部活動指導協力者の派遣（年間）		20人	継続実施

施策 2-1-4 小中連携と異校種間連携の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	小中学校9年間を見通した教育活動の推進 【継続】	指導室
取組内容		中学校区ごとに児童生徒の交流や教職員の情報交換、研修、授業公開などを行い、相互理解と児童生徒に関する協働体制のネットワークを構築します。 また、他校の校内研究会へ積極的に参加するなどして、9年間を見通した授業づくりに努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
小中学校教職員の交流(情報交換・研究会)等（年間）		18回	25回

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	小中学校と高等学校及び特別支援学校等との連携 【継続】	指導室 教育センター
取組内容		小、中、高、特別支援学校等による異校種間の連携した取組を実施するため、地域教育機関等連絡協議会や学校警察連絡協議会を設け、児童生徒に対する一貫性のある指導に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
地域教育機関等連絡協議会の開催（年間）		4回	継続実施
学校警察連絡協議会の開催（年間）		5回	継続実施

2-2 教科等の横断的・総合的な教育活動の充実を図ります

現状と課題

- ◆ 自然体験、職場体験、奉仕活動、文化芸術鑑賞など、地域や学校の実態に応じ、様々な創意ある教育活動が行われています。職場体験では、中学校1校あたり約75の企業の協力を得ています。
- ◆ 外国語指導助手（ALT）の配置については、小学校で延べ220日、中学校で延べ360日配置しています。グローバル人材の育成に向け、さらなる外国語教育の充実が求められています。
- ◆ 各小中学校では計画的なコンピュータ機器の導入が図られています。情報化社会では、情報活用能力の育成が不可欠です。より一層の情報通信技術（ICT）を活用した効果的な授業を実践するため、計画的な機器の更新や拡充が求められています。
- ◆ 東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、防災やエネルギー問題などについて考える機会が増えました。各教科指導の中での防災教育や環境教育の必要性が高まっています。
- ◆ 食に関する年間指導計画をもとに、教科指導の中で様々な食育に関する授業が行われています。また、地産地消の取組の一環として、地場産食材を給食で使用するなど、様々な食育に関する取組が行われています。
- ◆ 中学校給食の導入に向けて、様々な検討が進められています。

目標とする状態

- ▼ 小中学校において様々な体験学習を取り入れることにより、それぞれの目的に添った「生きる力」がはぐくまれています。
- ▼ 小学校への外国語指導助手（ALT）の配置を増やすことにより、小学生のコミュニケーション能力が向上するとともに、異なる文化を持つALTとの交流を通して交際理解が促進されています。
- ▼ ICT機器の計画的な更新や拡充により、ICTを活用した効果的な授業が実践され、児童生徒の情報活用能力やICTを使用した表現力の育成が図られています。
- ▼ 学校における食育を推進することで、正しい食に関する知識の習得と、望ましい食生活、食習慣が身に付いています。

目標 2 学校教育の充実

施策 2-2-1 豊かな体験活動の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	豊かな体験活動の推進 【継続】	指導室
取組内容		実体験を伴った理解や思考を深めるため、自然体験、職場体験、奉仕活動、文化芸術鑑賞など、地域や学校の実態に応じ、創意ある教育活動を行います。 また、学習の場を図書館・子ども科学館に移し、施設・設備を有効に活用した授業を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
体験活動の実施		実施	継続実施

小中学校における体験活動の一例

自然体験活動

農業体験（米作り等）、
キャンプ（野外炊飯等）、
土器作り、メダカの飼育 等

職場見学・体験学習

工場見学、会社見学、消防署見
学、下水処理場見学、職場体験、
保育体験 等

奉仕活動（ふれあい活動）

高齢者福祉施設での交流、
地域の幼児や高齢者との交流、
地域での清掃活動、募金 等

施策 2-2-2 国際理解教育の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	● 事業名	外国語教育の推進（A L Tの配置） 【継続】 外国語教育推進事業（暮らし力）	指導室
取組内容		小学校での外国語活動や中学校での外国語教育を推進するとともに、小中学校を通じた国際理解教育の充実を図るため、各小中学校へのA L T（外国語指導助手）の配置を充実し、コミュニケーション能力の向上を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
A L Tの配置日数（年間）		小学校 220日 中学校 360日	小学校 360日 中学校 360日
小学校5・6年生の授業にA L Tを配置する回数		13回/年	30回/年

目標 2 学校教育の充実

No.	総合計画	取組	所管
2	●	特色ある教育モデル事業 【新規】	指導室
	事業名	特色ある教育モデル事業（暮らし力）	
取組内容		豊かな自然や伝統文化を活用した体験学習や、外国語活動の充実によるグローバル人材の育成など、地域の特色を活かした教育モデル事業を推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
モデル校（小学校）におけるALTの授業数（年間）		13回	35回

No.	総合計画	取組	所管
3	—	外国語教育推進連絡協議会の開催 【継続】	指導室
取組内容		小学校と中学校合同の外国語教育推進連絡協議会を開催し、外国語教育における小中学校連携の在り方などを協議し、外国語教育の充実を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
外国語教育推進連絡協議会の開催（年間）		2回	継続開催

No.	総合計画	取組	所管
4	—	外国につながるのある児童生徒への支援 【継続】	指導室
取組内容		日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導協力者を派遣し、日本語指導や学習支援等を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
児童生徒一人あたりの平均指導時間（年間）		小学校 28時間	小学校 40時間
		中学校 28時間	中学校 40時間

■外国籍児童生徒が在籍する学校数及び人数（H24.5.1時点）

（単位：人）

区分	学校数	人数	ベトナム語	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	中国語	韓国語	ヒンディー語
小学校	7校／10校中	38	15	10	7	3	2	0	1
中学校	2校／4校中	15	7	1	3	1	1	2	0
合計	9校／14校中	53	22	11	10	4	3	2	1

目標 2 学校教育の充実

施策 2-2-3 情報・環境・キャリア教育の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	情報教育の推進（教育用PCの整備）	【継続】 指導室
取組内容		各教科等において、情報通信技術（ICT）を活用した効果的な授業を行うため、小中学校に教育用コンピュータを計画的に増設し、情報教育を推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
児童生徒用パソコンの設置台数		小学校 411 台	小学校 551 台
		中学校 221 台	中学校 281 台

No.	総合計画	取組	所管
2	—	環境教育の推進	【継続】 指導室
取組内容		各教科等の中で、環境保全やより良い環境の創造のため、児童生徒が主体的に行動する態度を養う授業を行うとともに、教職員の認識を深めるための研修会を実施し、環境教育を推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
環境教育の実施		実施	継続実施

No.	総合計画	取組	所管
3	—	キャリア教育の推進	【継続】 指導室
取組内容		各教科等を通してキャリア教育を行います。また、様々な職業の方を小中学校へ招き、直接、児童生徒が話を聞く機会を設けるほか、中学校においては職場体験学習を行うなど、一人ひとりの社会的、職業的自立に向けた勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
中学2年生の職場体験日数（年間）		1日	継続実施

施策 2-2-4 食育・学校給食の推進

【重点取組】

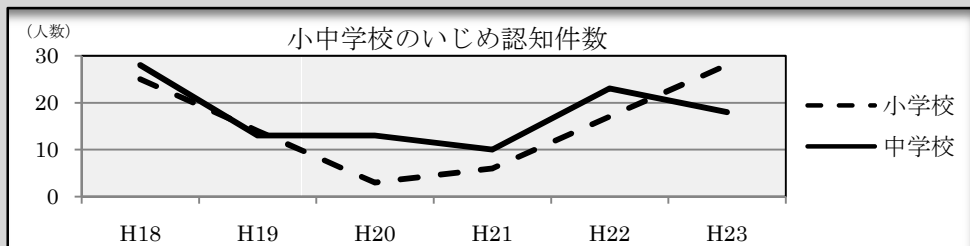
No.	総合計画	取組	所管
1	●	中学校給食の導入検討 【継続】	学校教育課
	事業名	中学校給食導入検討事業（暮らし力）	
取組内容		中学校における栄養バランスのとれた給食の導入に向け、学校現場での課題を整理し、導入を検討します。	
事業指標		現 状	29年度までに
給食を導入するための手法		検討	方針決定

No.	総合計画	取組	所管
2	—	小中学校における食育推進 【継続】	学校教育課 指導室
取組内容		<p>食に関する正しい知識を身に付けるとともに、食育全体計画をもとに、小学校給食における地場食材の使用、中学2年生を対象とした思春期栄養改善事業（骨密度測定・食育に関する授業）、教職員の食育に対する資質向上など、計画的に食育を推進します。</p> <p>また、食物アレルギーについての最新情報の収集や教職員の研修会への参加など、児童生徒の安全に努めます。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
地場食材を市内生産者から直接納入して給食に使用する学校数		6校	10校
思春期栄養改善事業（骨密度測定・食に関する授業）		1回	継続実施

2-3 子どもに応じた支援・相談体制の充実と家庭への支援を図ります

現状と課題

- ◆ いじめや不登校のない学校づくりの推進のため、小中学校にスクールカウンセラーを配置していますが、配置回数の充実が望まれます。また、児童生徒が抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られますので、支援方法などを教職員に対して指導する専門家の派遣が必要です。



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	25	14	3	6	17	28
中学校	28	13	13	10	23	18
合計	53	27	16	16	40	46

文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- ◆ 集団行動やコミュニケーション、言葉の理解や表現が苦手な児童がスムーズに学校生活を送ることができるよう、通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置し、一人ひとりに応じた特別な指導を行っています。
- ◆ 特別支援学級に通う児童生徒の学習活動や日常生活の動作を援助するため、小学校に14人/日、中学校に4人/日、介助員を配置しています。特別支援学級に通う児童生徒数の増加や障害の程度の多様化に対応するため、介助員の増員が必要です。
- ◆ 不登校状態にある児童生徒は、中学生が100人前後、小学生は20人前後で推移し、特に中学校では、1学級あたり1名程度の割合で不登校の生徒がいます。不登校の児童生徒が通う適応指導教室「大原教室」を運営し、一人ひとりのペースに応じた弾力的な活動を取り入れ、自立への支援を行っています。

目標とする状態

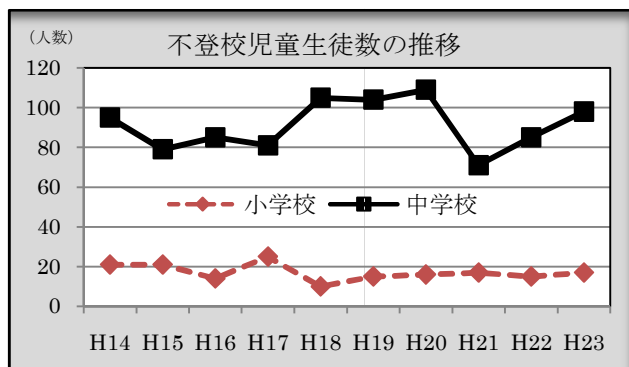
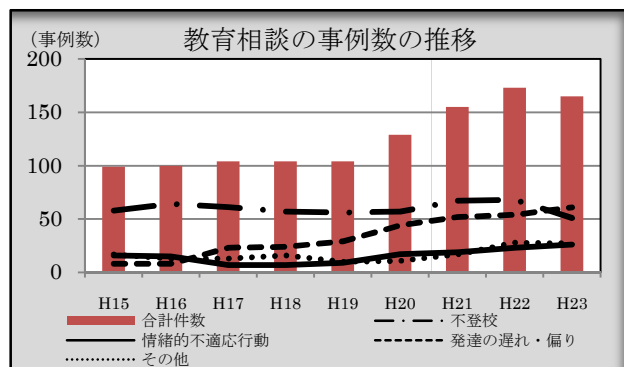
- ▼ 学校における相談体制が充実し、いじめや不登校など、児童生徒の様々な問題解決が図られています。
また、不登校状態にある児童生徒が適応指導教室で学ぶことで、在籍校への復帰や社会的自立が促されています。
- ▼ 支援を必要とする児童が「まなびの教室」や「ことばの教室」で、一人ひとりの課題に応じた特別な学習をすることで、より良い成長が促され、スムーズに学校生活を送ることができています。

目標 2 学校教育の充実

施策 2-3-1 児童生徒に対する支援・相談体制の充実

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	● 事業名	教育相談の充実 教育相談事業（暮らし力）	【継続】 教育センター
取組内容		臨床心理士をはじめとする専門の教育相談員が、児童生徒や保護者、教職員から、不登校や発達の遅れ、偏りなどの相談を受け、それぞれの問題解決に向けて取り組めます。 また、各学校へのスクールカウンセラー等の配置により、いじめや不登校の早期発見、早期対応に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
教育相談員数（1日あたり）		3.8人	4.8人
スクールカウンセラーの配置		全校配置	継続実施



No.	総合計画	取組	所管
2	● 事業名	通級指導教室での児童指導 通級指導教室推進事業（暮らし力）	【継続】 教育センター
取組内容		集団行動やコミュニケーションが苦手な児童を対象に「まなびの教室」を設置し、集団生活への適応を支援します。また、言葉の理解や表現が苦手な児童を対象に「ことばの教室」を設置し、言語やコミュニケーション能力の向上を支援します。	
事業指標		現 状	29年度までに
「まなびの教室」への受入可能児童数		15人	30人

目標 2 学校教育の充実

No.	総合計画	取組	所管
3	—	特別支援学級への介助員の配置 【継続】	教育センター
取組内容		特別支援学級に介助員を配置し、児童生徒の学習活動や日常生活の動作を援助することで、特別支援学級の教育活動を支援します。	
事業指標		現 状	29年度までに
介助員の配置人数（1日あたり）		小学校 14人	小学校 15人
		中学校 4人	中学校 6人

No.	総合計画	取組	所管
4	—	専門家による教職員への助言と相談の実施 【継続】	教育センター
取組内容		学校からの要請を受けて、教育や療育、福祉の専門家による相談支援チームを派遣し、支援を必要とする児童生徒の支援方法などについて、教職員に対して実践的な指導と助言を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
相談支援チームの派遣（年間）		95回	随時派遣

相談支援チーム

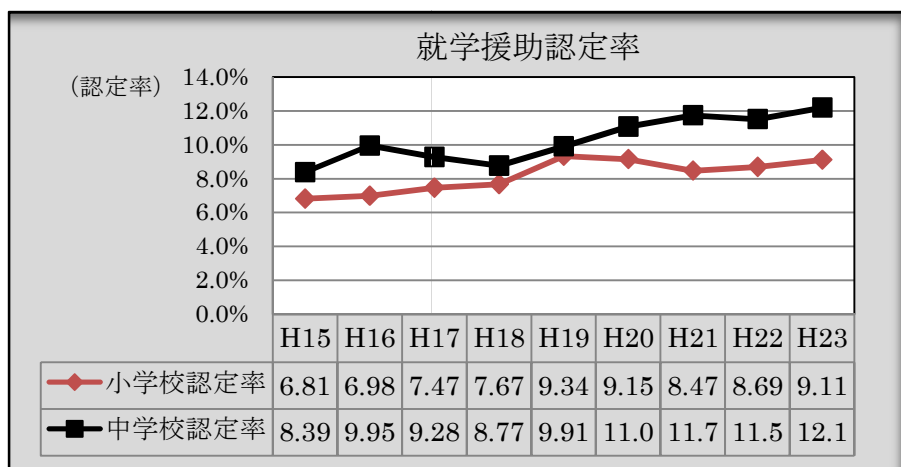
巡回相談員、特別支援学校教員、児童相談所職員、市福祉部門・市子育て部門職員、教育委員会職員 等

No.	総合計画	取組	所管
5	—	適応指導教室の運営 【継続】	教育センター
取組内容		不登校状態にある児童生徒が通う適応指導教室（大原教室）を運営し、家庭や在籍校との連携を密に図りながら、一人ひとりに応じた弾力的な活動を取り入れるなどして自立への支援を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
不登校児童生徒数		115人	80人

施策 2-3-2 家庭への就学支援等の充実

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	支援を要する家庭への就学援助 【継続】	学校教育課
取組内容		経済的理由により、就学が困難な家庭に対し、学用品費や学校給食費などの経費の一部を助成します。	
事業指標		現 状	29年度までに
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給		実施	継続実施



No.	総合計画	取組	所管
2	—	特別支援学級就学支援 【継続】	学校教育課
取組内容		特別支援学級に在籍する児童生徒の家庭に対し、保護者の負担能力に応じて学用品費や校外活動費、交流活動交通費などの経費の一部を助成します。	
事業指標		現 状	29年度までに
特別支援学級児童生徒就学奨励費の支給		実施	継続実施

2-4 教職員の人材育成と環境整備に努めます

現状と課題

- ◆ 授業力の向上や今日的な課題について、教職員が主体的に調査研究に取り組み、教職員相互で課題と情報の共有を図っています。また、授業内容及び方法の充実や、様々な課題解決のための調査・研究に取り組んでいます。
- ◆ 教職員に対する様々な研修プログラムを用意し、教職員の資質、能力の向上のための研修機会を提供しています。臨時的任用職員や非常勤講師を対象とした研修の充実が求められています。

■教員年次研修の内容（平成24年度）

年次研修	内 容
新規採用教員研修	教員として必要な基本的事項について・学習指導訪問
2年次教員研修	授業の基本と実践・学習指導訪問
3年次教員研修	学級経営について・学習指導訪問
4年次教員研修	道徳教育について
5年次教員研修	学習評価について
10年次教員研修	小中学校教員の交流研修

- ◆ 教職員のICT活用指導力の向上や、ICTを活用した校務の円滑化を図るため、教職員一人1台のコンピュータ配置や、校務支援システムの導入を図りました。今後は、ICTを活用できる教職員の育成と授業への効果的な活用が課題です。
- ◆ 教育課題の多様化など、教職員を取り巻く環境は大変厳しく、メンタル面の悩みを抱えている教職員が増えています。教職員の心の健康維持のため、メンタルヘルスの相談日を設けていますが、必ずしも相談しやすい仕組みになっていないのが実情です。今後は相談体制の工夫など、教職員をメンタル面でサポートする体制の充実が急がれます。

目標とする状態

- ▼ 様々な研修の機会や教育課題に対する調査研究の機会を通して、教職員の資質と能力の向上、情報の共有化が図られ、各教員の授業力が向上し、市全体の教育力がレベルアップしています。
- ▼ ICTを取り入れた効果的な授業が行われ、児童生徒への情報教育が推進されます。また、校務支援システムの円滑な運用により、教職員の校務負担が軽減され、児童生徒一人ひとりに向き合う時間が増えています。
- ▼ 教職員の心身の健康が保持され、授業や生活指導など、教職員が積極的に児童生徒と触れ合っています。

目標 2 学校教育の充実

施策 2-4-1 授業力の育成を核とした教職員の資質能力の向上

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	校内研究会の充実 【継続】	指導室
取組内容		学校研究の推進を図るため、学校独自にテーマを設定し、3年間の研究とその成果を発表・報告する学校指定研究を実施します。	
事業指標		現 状	29年度までに
学校を指定した研究の実施（年間）		5 校	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	教職員研修の充実 【継続】	指導室 教育センター
取組内容		教員の資質能力の向上を目指し、授業研究を中心とした研修内容の充実を図るとともに、学校と教育委員会との協働による研修体制の構築を図ります。 また、教職員が授業や学級経営等につながる幅広い知識を学ぶ機会として、教職員が自ら企画運営を行う自己啓発研修会を実施します。	
事業指標		現 状	29年度までに
経験年数に応じた研修会 （新規採用、2年次、3年次、4年次、5年次、10年次）		実施	継続実施
夏季自己啓発研修会（20年次）		2 日	継続実施

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	教職員による教育研究の充実 【継続】	教育センター
取組内容		今日的課題や将来を見据えた課題、あるいは地域の特性を活かした素材について教職員が自主的に行う調査・研究について、奨励及び支援を行います。	
事業指標		現 状	29年度までに
指定課題別調査研究の実施（年間）		6 部会 (58 人)	継続実施
自主課題別調査研究の実施（年間）		10 部会 (82 人)	継続実施

目標 2 学校教育の充実

No.	総合計画	取組	所管
4	—	教職員等の人権研修の充実 【継続】	指導室 教育総務課
取組内容		人権に対する正しい理解と認識を深めるため、教職員や教育委員会職員等を対象にした人権啓発研修会や講演会を開催します。	
事業指標		現 状	29年度までに
人権啓発研修会（年間）		3回	3回

施策 2-4-2 教職員を取り巻く環境の整備

【重点取組】

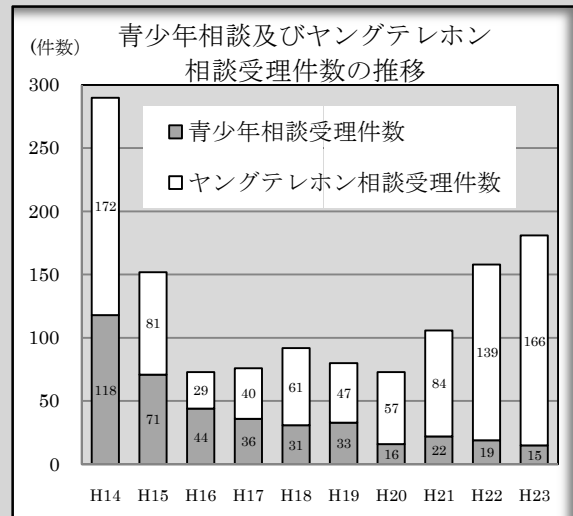
No.	総合計画	取組	所管
1	—	教職員ICT環境の整備 【継続】	指導室
取組内容		教職員用コンピュータの一人1台の継続した設置及び校務支援システムの導入により、情報通信技術を活用したきめ細やかな指導と校務負担の軽減を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
教職員用パソコン設置（一人1台配置済）		小学校 329台	随時更新
		中学校 183台	随時更新
校務支援システムの導入		導入	運用

No.	総合計画	取組	所管
2	—	教職員の健康診断及びメンタルヘルス相談の充実 【継続】	学校教育課
取組内容		教職員の定期健康診断を実施し、疾病の予防と早期発見に努めます。 また、教職員の心の健康を維持するため、メンタルヘルス相談を実施します。	
事業指標		現 状	29年度までに
健康診断の実施（年間）		1回	継続実施

3-1 学校・家庭・地域の連携を強化します

現状と課題

- ◆ 子どもたちが健やかに成長するためには、学校だけではなく、家庭や地域と一体となった取組が重要です。それぞれが持つ情報の共有と連携強化に努めています。
- ◆ 多様な体験学習や交流事業を開催し、子どもたちに対する幅広い学習機会と、異なる年齢や学校以外の仲間と交流する機会を提供しています。今後は地域活動などへの参加機会の促進が求められています。
- ◆ 悩みを抱える子どもや若者、保護者からの相談件数が増えていますので、いつでも気軽に自分自身や家族のことを相談できる体制の充実が必要です。
- ◆ 国は、子ども・若者育成支援施策の基本的な方針として「子ども・若者ビジョン」を策定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進しています。国の子ども・若者育成支援体制に連動し、子ども・若者育成支援の総合的な枠組みを整備する必要があります。
- ◆ 就労などにより家庭に保護者がいない児童のため、市内の小中学校区ごとに児童コミュニティクラブを開設し、児童の放課後の安全を確保しています。
- ◆ 児童生徒の通学路の安全対策については、日頃から学校、保護者、地域、関係機関が連携し、安全点検や登下校中の見守りなどの取組を行っています。引き続き地域全体で児童生徒の安全対策に取り組む必要があります。



目標とする状態

- ▼ 地域社会に開かれた学校づくりと家庭や地域と一体となった取組の推進により、学校への理解の促進と学校を取り巻く様々な課題が解決されています。
- ▼ 子ども・若者が多様な価値観や社会的規範に触れることで、社会性を身に付け、自立心を養う環境が整っています。
- ▼ 市内全小中学校区に児童コミュニティクラブが開設され、子どもの安全確保と保護者の利便性の向上が図られています。
- ▼ 地域が一体となって児童生徒の登下校中の見守りや、通学路の安全点検を行うことで、児童生徒が安心して学校生活を送っています。

目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

施策 3-1-1 開かれた学校教育の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	学校と地域との協働 【継続】	指導室
取組内容		<p>児童生徒が保護者や地域との交流を図るため、各小中学校で地域の特色を活かした「ふれあいまつり」や、バザー、地域美化活動、レクリエーションなど、地域住民と連携したイベントを実施します。</p> <p>また、各小中学校で、学校・家庭・地域の代表で構成する学校地域連絡会を開催し、教育課題や災害時の対応、通学路の安全確保、防犯対策など、学校・家庭・地域が連携し、諸課題に対する検討・協議及び情報共有を図ります。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
学校地域連絡会の開催（年間）		各校2回程度	継続実施

学校地域連絡会等の主な構成メンバー

校長、教頭、総括教諭、PTA会長、学区内小中学校長、公民館長、幼稚園長、保育園長、自治会長、民生委員、主任児童委員、青少年指導員、体力づくり振興会、スポーツ推進委員、子ども会育成会、交通指導員、防犯指導員、学校支援ボランティア、登下校見守り隊、学校開放利用団体、ジュニアリーダー、同窓会代表、福祉施設、警察、JA、商店街代表、等

※ 各地域連絡会等のメンバーは、上記の中から各学校の実情を踏まえた団体等の役員で構成されています。

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	学校からの情報発信 【継続】	教育センター
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校では「学校だより」の発行や、学校Webサイトの更新をし、保護者や地域へ学校教育情報を発信します。また、不審者情報等の即時性のある情報や行事予定などについては、携帯電話を使用した「お知らせメール」を発信し、保護者への情報提供を充実させます。 ・各小中学校で教育活動についての「学校評価」を行い、その結果を「学校だより」や学校Webサイトなどで保護者や地域に公開します。 ・校務支援システムや学校Webサイトの運用に関する情報アドバイザーを学校へ派遣し、技術指導を行うとともに、教職員対象の情報技術研修を行います。 	
事業指標		現 状	29年度までに
情報アドバイザーの派遣（年間）		90日	継続実施

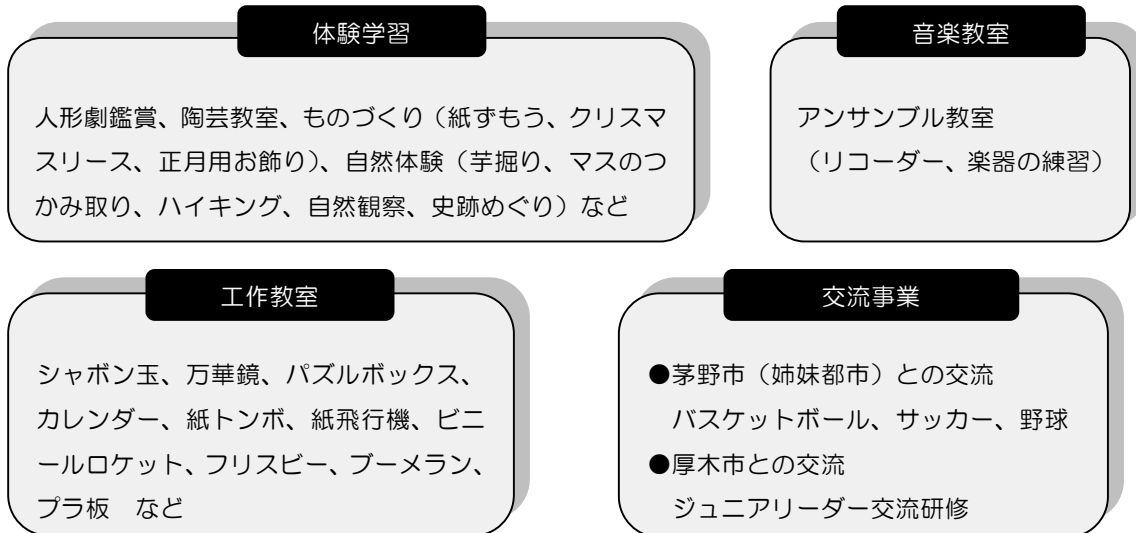
目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

施策 3-1-2 地域との交流を通じた体験活動の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	子どもを対象とした体験活動の充実 【継続】	青少年課
取組内容		子どもを対象にした体験学習や各種の教室、交流事業を開催し、幅広い学習と学校や年齢の枠を超えた仲間づくりの機会を提供します。	
事業指標		現 状	29年度までに
子ども体験活動事業に参加した延べ人数		3,209人	5,300人

■H23年度に実施したふれあい・体験学習



No.	総合計画	取組	所管
2	—	若者の活動への支援 【新規】	青少年課
取組内容		若者が市政や地域と関わりながら社会参加と自己実現を図るための仕組みづくりを行い、若者の社会参画と活気のある地域づくりを支援します。	
事業指標		現 状	29年度までに
若者の健全育成に関するイベントとして、市や地域が実施する事業の企画・運営に参画する若者の延べ人数		50人	250人

目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

施策 3-1-3 子ども・若者の健全育成のための支援

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	●	子ども・若者計画の策定 【新規】	青少年課
	事業名	子ども・若者計画策定事業（暮らし力）	
取組内容		（仮称）子ども・若者計画を策定し、子どもと若者の自己形成や社会参加などを促すなど、子ども・若者育成支援を総合的に推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
（仮称）子ども・若者計画の策定		調査・研究	計画策定・事業推進

No.	総合計画	取 組	所 管
2	●	子ども・若者への相談体制や指導の充実 【継続】	青少年課
	事業名	子ども・若者相談事業（暮らし力）	
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを抱える子ども・若者や保護者等から寄せられる問題に対して適切な相談を行います。 ・地域との連携により子ども・若者の非行防止活動を実施します。 ・困難を有する子ども・若者（ひきこもり、ニート等）への対応として、県西部地域若者サポートステーション等と連携した対応を図ります。 	
事業指標		現 状	29年度までに
電話、面談、メール等に寄せられ対応した相談の延べ件数（年間）		150件	170件

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	子ども・若者の健全育成の推進 【継続】	青少年課
取組内容		子ども・若者の健全育成を支援する人材や団体の育成と、社会で活躍できる子ども・若者のリーダーを養成します。	
事業指標		現 状	29年度までに
ジュニアリーダー養成事業 （小学生から高校生の参加者人数）		82人	220人

目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

施策 3-1-4 放課後等の子どもたちの居場所づくり

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	●	児童コミュニティクラブの充実 【継続】	子育て支援課
	事業名	児童コミュニティクラブ事業（暮らし力）	
取組内容		保護者が就労等で留守家庭となる小学校1年生から4年生の児童を対象に、児童コミュニティクラブを開設し、放課後等の児童の安全を確保します。	
事業指標		現 状	29年度までに
受入対象学年の拡大		小学4年生まで	対象学年拡大

■市内児童コミュニティクラブ一覧（13クラブ）

対象学区	名称	開設場所
桜台小学校区	桜台第1児童コミュニティクラブ	桜台小学校
	桜台第2児童コミュニティクラブ	
比々多小学校区	比々多第1児童コミュニティクラブ	比々多小学校
	比々多第2児童コミュニティクラブ	比々多保育園
緑台小学校区	緑台児童コミュニティクラブ	緑台小学校
竹園小学校区	竹園児童コミュニティクラブ	竹園小学校
伊勢原小学校区	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	伊勢原小学校
	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	板戸児童館
高部屋小学校区	高部屋児童コミュニティクラブ	高部屋小学校
大田小学校区	大田児童コミュニティクラブ	大田小学校
成瀬小学校区	成瀬児童コミュニティクラブ	成瀬小学校
石田小学校区	石田児童コミュニティクラブ	石田小学校
大山小学校区	大山児童コミュニティクラブ	大山小学校

No.	総合計画	取 組	所 管
2	●	放課後子ども教室の開設 【継続】	青少年課
	事業名	放課後子ども教室の開設事業（暮らし力）	
取組内容		地域住民などの参画により、子どもたちが放課後の時間を安全に過ごすことができる遊び場や活動の場を地域の中に設けます。	
事業指標		現 状	29年度までに
放課後子ども教室の開設		調査・検討	4教室

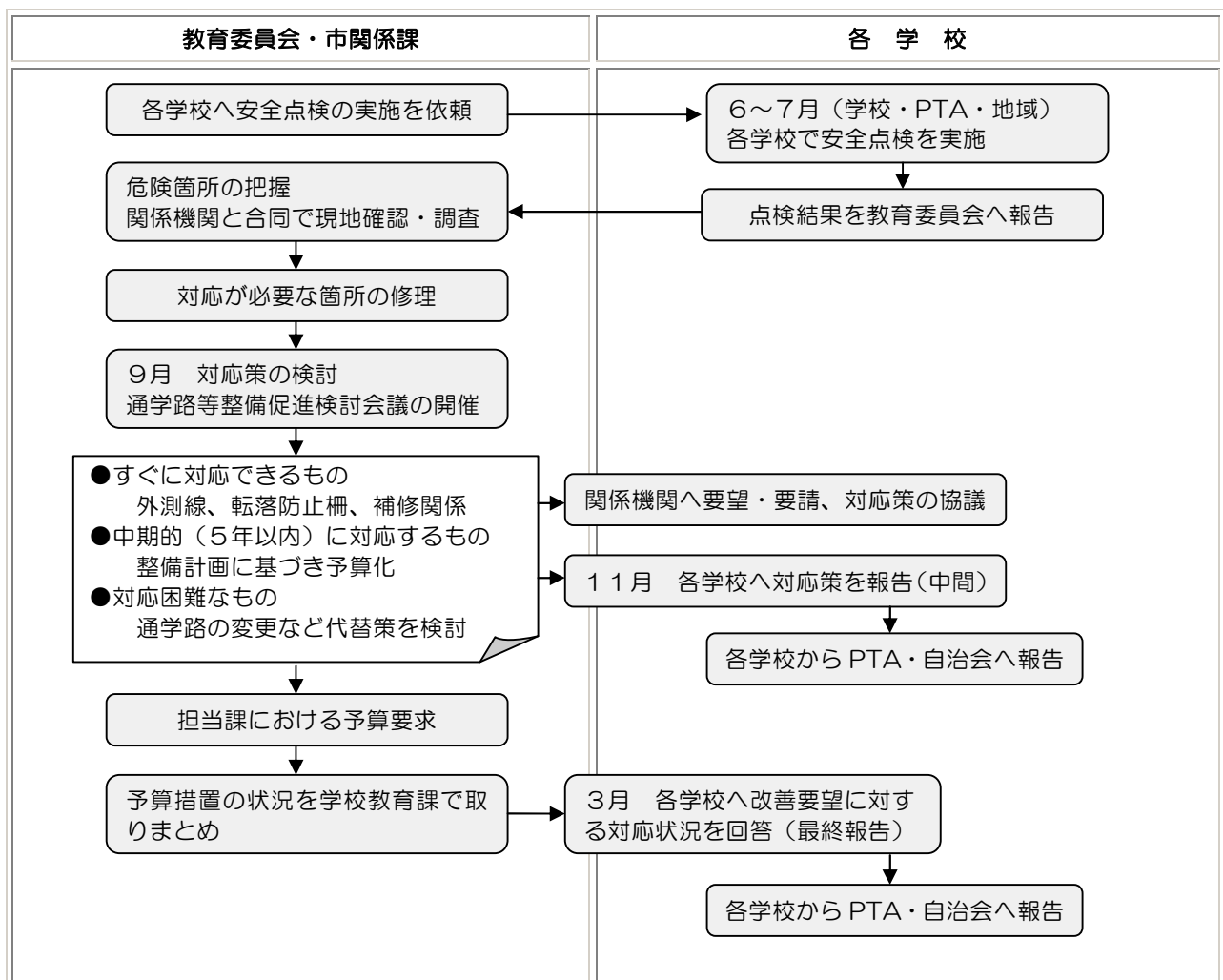
目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

施策 3-1-5 保護者や地域と連携した通学路の安全対策

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	小中学校通学路の安全対策 【継続】	学校教育課
取組内容		学校ごとにPTAや地域住民と協力して通学路の安全点検を行い、危険箇所について、庁内関係課で組織する伊勢原市通学路等整備促進検討会や関係機関と連携して改善を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
通学路点検及び危険箇所の改善		随時実施	継続実施

■通学路点検・作業フローチャート（伊勢原市通学路等整備促進検討会）



3-2 家庭の教育力の向上を目指します

現状と課題

- ◆ いじめ問題、不登校、不良行為、不規則生活など問題を抱える子どもの多くは、家庭や保護者とのかかわりなど、その子を取り巻く環境が起因していることが少なくありません。家庭訪問などの積極的な家庭支援により、必要な行政サービスや関係機関へのつなぎ・働きかけを行う福祉的視点に立った支援が必要です。
- ◆ 核家族化や地域とのつながりが希薄化する中、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、時代とともに家庭での教育やしつけの方法も異なってきていますので、家庭の教育力を向上させる取組の充実が求められています。

目標とする状態

- ▼ いじめや不登校などの子どもに関する問題に対し、専門家や地域の人材、関係機関が連携して積極的な家庭支援を行うことで、子どもの生活環境が改善され、問題の深刻化が未然に防止されています。
- ▼ 地域での子育て支援の取組が充実しているとともに、PTAや地域と連携した家庭教育などに関する講演会が開催され、家庭教育向上の一助となっています。

施策 3-2-1 家庭の教育力の向上に向けた取組

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	●	地域の多様な人材を活用した家庭教育支援 【新規】	社会教育課
	事業名	地域人材家庭教育支援事業（暮らし力）	
	取組内容	・いじめや不登校などの問題に対し、ソーシャルワーカー、元警察官、元教職員などの専門家や地域の人材を活用し、家庭訪問型の家庭支援を実施します。 ・公民館で子育てに関する専門講座や、地域で子育て支援を担う人材を育成するための養成講座を開催します。	
	事業指標	現 状	29年度までに
	家庭や子どもを支援するための中心となる連絡会等の設置数（1学校区ごとに設置）	0 学校区	2 中学校区

目標 3 地域全体で取り組む教育力の向上

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	教育講演会の開催 【継続】	指導室
取組内容		PTA連絡協議会や市の子育て部門などと連携し、今日的な教育課題や家庭教育について考える講演会を開催します。	
事業指標		現 状	29年度までに
講演会の参加人数		700人	800人

■教育講演会の実績

開催年	講演内容	講 師
第 1回 (H12)	子どもの心を育む	東海大学教授 山崎 晃資 氏
第 2回 (H14)	学校5日制への対応	共立女子大学講師 藤井 チズ子 氏
第 3回 (H15)	品川区の教育の現状と特色ある学校づくり	品川区教育長 若月 秀夫 氏
第 4回 (H16)	中等教育を通して明日の教育のあり方を考える	自修館中等教育学校長 清水 秀樹 氏
第 5回 (H17)	義務教育改革の方向 新しい学校創り	文部科学省主任視学官 根本 博 氏 県立神奈川総合産業高校校長 宮原 紳 氏
第 6回 (H18)	人を育てる、人に育てられる	東海大学教授 山下 泰裕 氏
第 7回 (H19)	海からのメッセージ	NPO 法人 PACI 理事 田口 周一 氏
第 8回 (H20)	伊勢原の仏像からのメッセージ	成城大学学長・三井記念美術館館長 清水 眞澄 氏
第 9回 (H21)	今、子どもたちに求められる学力とは？	横浜国立大学非常勤講師 三浦 修一 氏
第 10回 (H22)	子どもと心が通い合うコミュニケーション	親業訓練シニアインストラクター 中井 喜美子 氏
第 11回 (H23)	みんなでつくろう！子どもが笑顔になる地域社会	教育評論家 尾木 直樹 氏

※H13年度は開催していません。

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	家庭教育講演会の開催 【継続】	社会教育課
取組内容		各中学校区を単位として、PTAなどとの共催で、家庭・学校・地域社会の関わりや、家庭教育について考える家庭教育講演会を地域の公民館で開催します。	
事業指標		現 状	29年度までに
家庭教育講演会の開催（年間） （4中学校区合計）		4回 （参加者 460人）	継続開催

4-1 安全で快適な学校教育環境の整備・充実を図ります

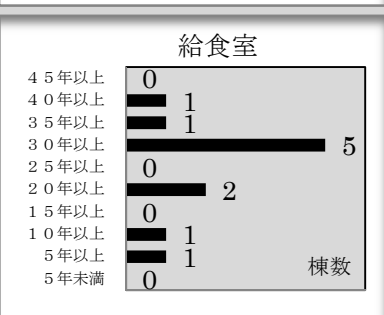
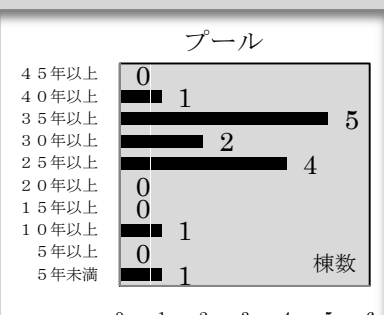
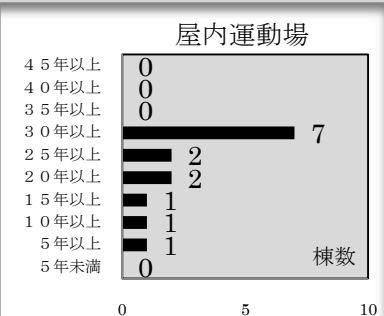
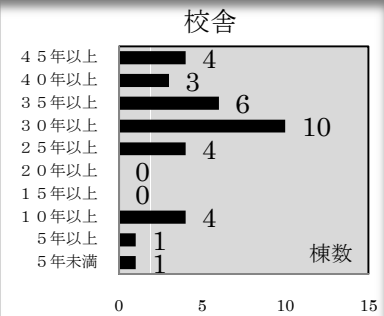
現状と課題

- ◆ 小中学校の校舎や屋内運動場の多くは、建築後30年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。老朽化した学校施設の計画的な改修・修繕により、安全な教育環境を維持することが必要です。
- ◆ 学校における衛生環境面の改善を図るため、トイレの洋式化などの改修が進められていますが、未改修の箇所があります。児童生徒の日常の生活スタイルに配慮した快適な学校生活環境への改善が引き続き必要です。
- ◆ 学校における熱中症対策や授業に集中できる環境を確保するため、学校の室内の適正な温熱環境の確保など、学校における室内環境対策を進める必要があります。
市内には、教室に扇風機が設置された学校が2校あり、夏季における学習環境の改善が図られていますが、全ての学校への設置が望まれます。
- ◆ 小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化については、耐震補強工事や建替えにより、平成22年度で全て完了しています。
- ◆ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により拡散された放射線が県内でも認められたため、市の環境部門の協力により全小学校のグラウンドの放射線量を測定しています。

目標とする状態

- ▼ 小中学校の施設が整備され、教育環境の安全性の確保と環境衛生面の改善が図られ、児童生徒が快適な環境の中で意欲的に学習しています。
- ▼ 災害時における避難所としての環境が確保されています。

建築経過年数別棟数



目標 4 学校教育環境の整備充実

施策 4-1-1 安全・快適な学校施設への改善

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	小中学校校舎屋上・外壁の修繕 【継続】	教育総務課
	事業名	小中学校校舎屋上・外壁修繕事業（暮らし力）	
取組内容		老朽化した学校施設の屋上防水や外壁の修繕を行い、教育施設の維持管理に努め、安全性を確保します。	
事業指標		現 状	29年度までに
屋上防水又は外壁の修繕が必要な施設28棟のうち、全面的な修繕工事が完了した棟数		0棟	12棟

No.	総合計画	取組	所管
2	●	小中学校施設の改修 【継続】	教育総務課
	事業名	小中学校校舎等改修事業（暮らし力）	
取組内容		老朽化が著しい小中学校のトイレを順次改修するなど、学校施設の機能や性能を向上させ、快適な教育環境への改善を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
トイレの洋式化率 （大便器数のうち洋式便器が占める割合）		39.6%	50.0%

No.	総合計画	取組	所管
3	●	小中学校教室への扇風機設置 【新規】	教育総務課
	事業名	小中学校扇風機設置事業（暮らし力）	
取組内容		小中学校の普通教室及び特別教室に扇風機を設置し、夏季の暑さ対策及び冬季の暖房効率の向上を図り、教室環境の改善に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
扇風機設置教室の割合		小学校 15.8%	小学校 100%
		中学校 31.1%	中学校 100%

目標 4 学校教育環境の整備充実

No.	総合計画	取 組	所 管
4	—	基金を活用した教育・文化の振興 【新規】	教育総務課
取組内容		市民や企業からの寄付金を原資とする基金を創設し、諸課題に対する必要な事業費として活用し、教育・文化の振興を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
基金の創設及び運用		条例制定準備	基金創設 運用開始

No.	総合計画	取 組	所 管
5	—	学校環境衛生検査の実施 【継続】	学校教育課
取組内容		各学校の環境衛生の維持・改善のため、空気、化学物質、照度、騒音、飲料水質などの環境衛生検査を行い、必要な改善措置を講じます。	
事業指標		現 状	29年度までに
環境衛生検査の実施（年間）		1回	継続実施

施策 4-1-2 学校における防災体制の充実

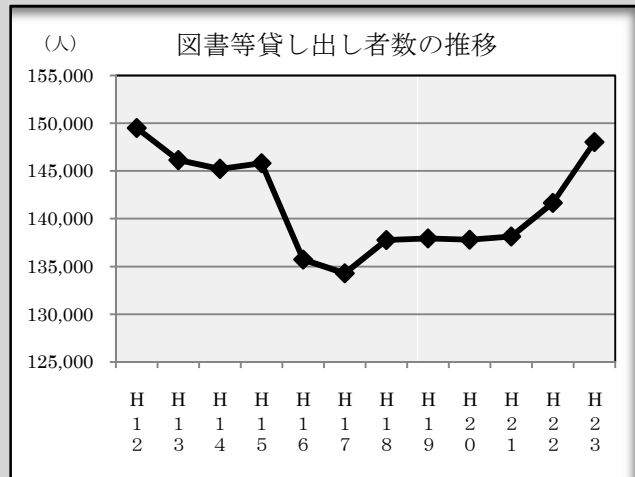
【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	—	災害時における児童生徒の安全確保 【継続】	学校教育課 指導室
取組内容		<p>学校における地震防災活動マニュアルを小中学校に示しています。各小中学校では、学校ごとに作成している防災計画を基に、災害時における児童生徒の安全確保に努めます。</p> <p>また、総合的な学習の時間や各教科の中で、防災に関する内容を交えた授業を行い、児童生徒の防災に対する意識の向上に努めます。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
防災意識の醸成		実施	継続実施

5-1 多様な学習機会を提供します

現状と課題

- ◆ 市民が主体的に学習活動や、様々な分野でのボランティア活動などの市民活動を行っています。また、公民館や図書館、子ども科学館において、様々な事業を展開し、学習機会の提供に取り組んでいます。今後は、少子高齢社会が進行する中、世代やニーズに応じた多様な生涯学習の機会が求められるとともに、学習成果を市民活動や地域づくりに活かせるしくみづくりや、生涯学習を支援するリーダーの養成が必要となっています。
- ◆ 市民に生涯学習の機会を提供するため、生涯学習活動サポートブックを拡充し、学習サークルの情報提供を行っています。今後は学習サークルに加えて様々な市民活動やボランティア活動などの情報を一元化するなど、多くの市民の社会参加を促す仕組みづくりが求められています。
- ◆ 図書館利用者の利便性を図るため、貸し出し図書を返却するブックポストを図書館の他に伊勢原駅窓口センター、石田窓口センターに設置しています。また、年間を通して図書の購入や、寄贈資料を受け入れて図書館資料の充実を図っています。さらなる利用者の増加を図るには、利用者の利便性とサービスの向上など、魅力ある図書館の運営が必要です。



目標とする状態

- ▼ 学校や地域において、生涯学習団体やボランティア団体、生涯学習リーダーが中心となり学習活動や市民活動が展開しています。
- ▼ 生涯学習や市民活動に関する情報提供が充実し、公民館や図書館、子ども科学館などで、子どもから高齢者まで多くの市民が積極的に学習活動に取り組んでいます。
- ▼ 図書館の利便性とサービスが向上したことにより、図書館利用者が増え、市民の読書活動の普及が促進されています。

目標 5 社会教育活動の振興

施策 5-1-1 生涯学習への支援と多様な人材活用の促進

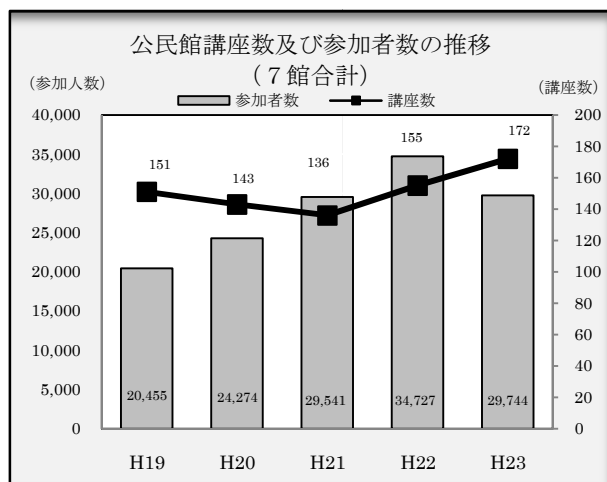
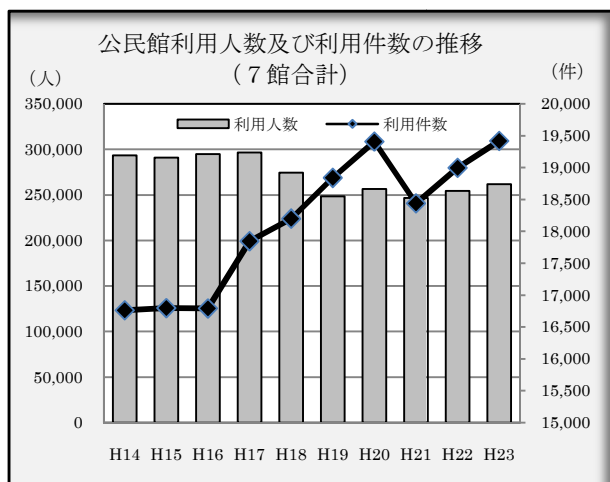
【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	生涯学習や市民活動の情報提供 【継続】	社会教育課
	事業名	生涯学習活動情報提供事業（暮らし力）	
取組内容		現在の生涯学習活動サポートブックに、様々な市民活動団体の情報を一元化させることで、より充実した市民活動の情報を市民に提供します。	
事業指標		現 状	29年度までに
サポートブック掲載団体数		400団体	650団体

No.	総合計画	取組	所管
2	●	生涯学習の充実と人材活用 【新規】	社会教育課
	事業名	生涯学習推進事業（暮らし力）	
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者までの多様な世代に対する生涯学習の充実や学習成果を市民活動に活かせるしくみをつくるとともに、生涯学習を支援するリーダーの養成に努めます。 ・ 生涯学習団体や市民活動団体、ボランティア団体など、様々な市民活動団体の連携を図る連絡調整協議会を立ち上げ、団体相互の情報交換及び活動の活性化を図るとともに、各団体の人材を有効活用し、市民と行政との協働による各種事業を展開します。 ・ 高齢者の学習活動やボランティア活動を推進するため、いせはら生涯学習ボランティア協会が実施する「いせはら市民大学」講座を行政との協働事業として位置付け、高齢者の社会参加の促進を図ります。 ・ 小中学校における生涯学習の推進に向けた取組を支援するため、地域の人材を活用した学校支援ボランティアの育成を図り、児童生徒に対する生涯学習を支援するとともに、学習活動の「学び返し」を実践します。 	
事業指標		現 状	29年度までに
連絡調整協議会の設立・開催		活動団体の把握	協議会の開催
生涯学習推進リーダーの養成数		0人	25人

目標 5 社会教育活動の振興

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	公民館を拠点とする生涯学習の推進 【継続】	社会教育課
取組内容		<p>地域に根差した生涯学習の学習拠点である公民館において、地域の特色や課題を踏まえた取組を行い、市民の生涯学習を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズを踏まえた各種学級、講座を開催します。 ・各種サークルや地域の団体等へ活動場所を提供します。 ・公民館で活動するサークルの成果発表及び地域住民の交流の機会を提供するため、公民館まつりを開催します。 	
事業指標		現 状	29年度までに
各種学級、講座の開催回数（7館合計）		161 講座	170 講座
公民館まつりの開催（各館年）		1 回（2日間）	継続実施
公民館の利用者数（7館合計）（年間）		261,931 人	270,000 人



No.	総合計画	取 組	所 管
4	—	人権啓発講座・人権セミナーの開催 【継続】	社会教育課
取組内容		<p>様々な差別や偏見等を認識し、人権に対する正しい理解を深めるため、人権啓発に関する講座等を開催し、人権を尊重しあえる社会の実現に努めます。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
人権啓発講座・人権セミナーの開催（年間）		4 回 (参加者 257)	継続開催

目標 5 社会教育活動の振興

施策 5-1-2 図書館運営の充実

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	図書館利用者の利便性の向上 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		予約図書を各地区公民館に配送し、貸出提供するサービスを継続するとともに、公民館でも図書館資料が返却できるように返却ポストを設置し、図書館利用者の利便性の向上を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
予約図書の定期配送、回収（週）		1回	4回
公民館への返却ポストの設置		0箇所	6箇所

No.	総合計画	取組	所管
2	—	図書館資料の整備・充実 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		年間を通して図書資料等を購入するとともに寄贈資料を受け入れて、図書館資料の充実に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
図書等の購入（年間）		5,589冊	7,000冊
図書等の寄贈受け入れ（年間）		2,253冊	3,000冊

No.	総合計画	取組	所管
3	—	読書の普及・啓発 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		子ども読書活動推進指針に基づき、子どもの成長に合わせた読書活動の普及に、家庭・地域・学校と連携して取り組みます。また、子ども向けおはなし会や、文芸等に関する各種教養講座を開催し、読書の啓発・普及を推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
子ども向けおはなし会・各種教養講座の開催		実施	継続実施

目標 5 社会教育活動の振興

No.	総合計画	取組	所管
4	—	学校図書館の環境整備への支援 【新規】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		小中学校と連携し、学校図書館の配列等を見直すとともに、図書検索ができるよう蔵書図書をデータベース化することで学校図書館の活用を促進し、学校における児童生徒の図書活動を支援します。	
事業指標		現 状	29年度までに
学校図書のデータベース化		小学校 0 校	小学校 3 校
		中学校 1 校	中学校 4 校

施策 5-1-3 子ども科学館運営の充実

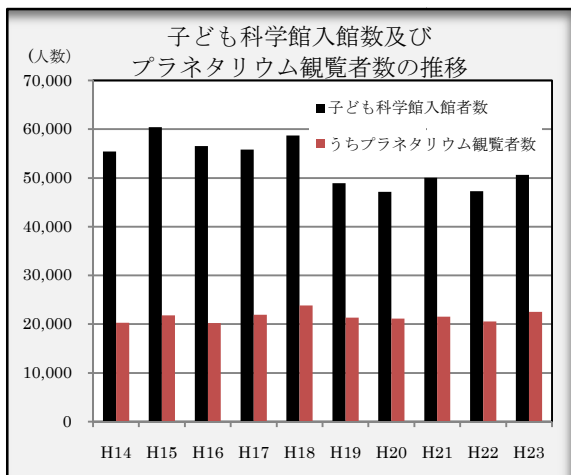
【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	プラネタリウム事業の充実 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		鮮明で臨場感あふれる映像が提供できるデジタル投影システムの有効活用を図るため、各年齢層に対応した投影番組の充実に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
公開番組数		4本	5本

No.	総合計画	取組	所管
2	—	学校と連携した取組の推進 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		教員への理科授業のサポート及び子どもたちの理科学習への興味・関心を高めるため、各学校へ理科支援員を派遣するとともに、実験などに関する実習を希望する教員を受け入れ、実験や授業法の助言をするなど、子ども科学館と学校が連携した取組を進めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
理科支援員の派遣回数（年間）		49回	50回
教職員の受け入れ人数（年間）		7人	10人

目標 5 社会教育活動の振興

No.	総合計画	取組	所管
3	—	地元企業や大学、ボランティアと連携した取組 【継続】	図書館・ 子ども科学館
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・製品の製造過程や大学での研究内容について、実物や写真などを「企業展示」として紹介します。 ・市内中学校と東海大学をはじめとする近隣大学等が連携し、ロボットコンテストを開催します。 ・ボランティアの協力を得て、各種事業の充実や新たな事業展開を進めます。 	
事業指標		現 状	29年度までに
「企業展示」協力企業		2社	継続実施
ロボットコンテストに参画する大学・高校		1校	4校



ロボットコンテスト

市内中学校科学部の日頃の活動紹介や成果の発表、大学生の研究成果の公開の場として開催。

また、中学生と大学生の交流の場を設け、中学生の科学に対するより一層の関心を高めるとともに、大学生の社会貢献活動を支援します。

◆中学校科学部の内容

各生徒が部活動の中で創意工夫し組み立てた搬送型ロボットのデモンストレーションを行います。

◆東海大学学生の内容

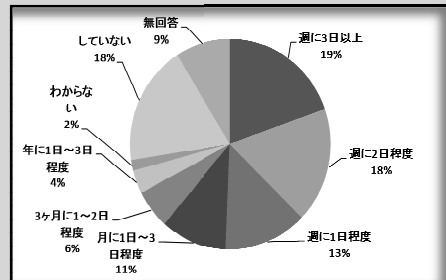
無線型ロボットによるビーチフラッグ競技を行います。また、ロボットの頭部に搭載したカメラからの画像をスクリーンに投影します。

5-2 生涯スポーツを推進します

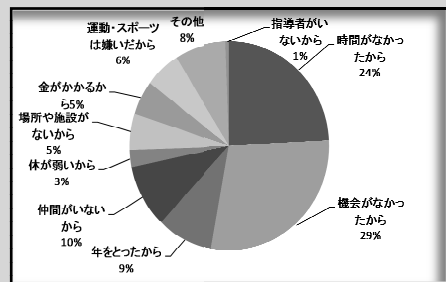
現状と課題

- ◆ 伊勢原市市民生涯スポーツ推進基本計画に基づき、市民が主体の生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- ◆ 余暇の過ごし方の多様化や少子高齢社会の進行などにより、市民の健康や生き甲斐に対する意識や関心が高まり、運動やスポーツの果たす役割がますます増えています。
- ◆ 市民ニーズや個々のライフスタイルに応じた運動・スポーツを推進するため、身近なところで気軽に運動やスポーツができる場や機会の提供、継続できる仕組みづくりが求められています。
- ◆ スポーツは、家族や地域とのコミュニケーションの促進、地域社会の活性化の手段としても注目されています。
- ◆ スポーツ施設を活用し、優秀なスポーツ選手の育成や競技大会の開催など、スポーツ振興への取組みが必要です。

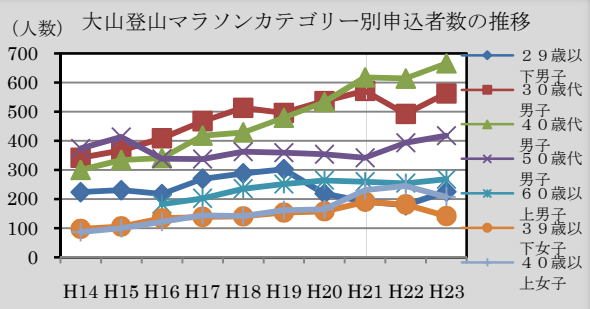
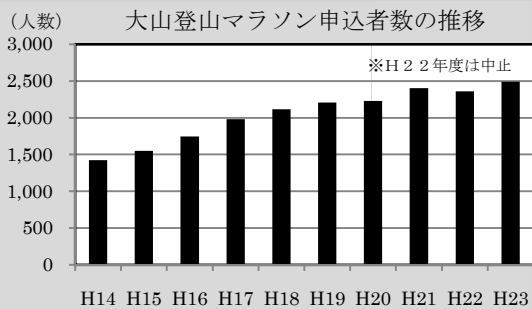
この1年間の運動実施状況



この1年間で運動をしなかった理由



市内に居住する20歳以上79歳以下を対象に行ったアンケートの結果（H22年5月実施）有効サンプル 1,307人



目標とする状態

- ▼ 市民自らが継続して運動・スポーツに親しめる機会や仕組みが整い、豊かなスポーツライフと、健康の維持増進が図られています。
- ▼ 地域で運動・スポーツを支援する人材が中心となって、運動・スポーツを通じた地域社会のつながり、活性化が図られています。

1日30分以上の運動やスポーツをする人の割合

目標

- 週1回以上 : 58%
- 週2回以上 : 43%
- 週3回以上 : 25%

目標 5 社会教育活動の振興

施策 5-2-1 スポーツ・レクリエーション活動の充実と支援

【重点取組】

No.	総合計画	取 組	所 管
1	●	スポーツ競技大会の開催 【継続】	スポーツ課
	事業名	スポーツ・レクリエーション活動推進事業（暮らしカ）	
取組内容		各種競技大会や講習会等の開催を充実し、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民や競技団体等との協働により推進し、生涯スポーツのより一層の充実を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
各種競技大会・講習会の参加者数（年間）		5,000人	9,000人
高齢者スポーツ大会の開催		調査・検討	開催

No.	総合計画	取 組	所 管
2	—	伊勢原射撃場を活用した競技の振興と地域の活性化 【継続】	スポーツ課
取組内容		神奈川県及び競技団体等との協働により、射撃場施設を活用し、優秀なスポーツ選手の育成や競技大会の開催など、地元での競技の振興を図るとともに、競技を通じた地域の活性化を図ります。	
事業指標		現 状	29年度までに
ライフル射撃の講習会の開催		調査・検討	講習会の開催
全国大会の招致		—	招致研究

No.	総合計画	取 組	所 管
3	—	総合型地域スポーツクラブの運営支援 【継続】	スポーツ課
取組内容		誰もがスポーツに親しむことができる環境を提供する総合型地域スポーツクラブとして、伊勢原市では東海大学と協働で東海大学健康クラブを運営し、市民の健康増進プログラムの提供や支援を実施します。	
事業指標		現 状	29年度までに
東海大学健康クラブへの参加者数（年間）		120人	120人

5-3 文化芸術活動を推進します

現状と課題

- ◆ 市民の文化芸術活動を発表する場や質の高い優れた音楽や美術作品等を鑑賞できる機会を提供し、市民の文化芸術活動を支援しています。
- ◆ 市民による数々の文化芸術活動が展開されている中、市民の創作意欲を高められるよう、今後も継続した支援が必要です。

目標とする状態

- ▼ 「いせはら市展」や「いせはら市民文化祭」などの開催により、多くの市民が日頃の学習成果の発表や優れた芸術作品を鑑賞する場に参加しています。
- ▼ 「市民音楽会」や「伊勢原美術協会展」の開催により、市民が地域の音楽家や芸術家たちの優れた芸術活動に触れ、文化芸術の普及と発展が図られています。

施策 5-3-1 文化芸術活動の推進

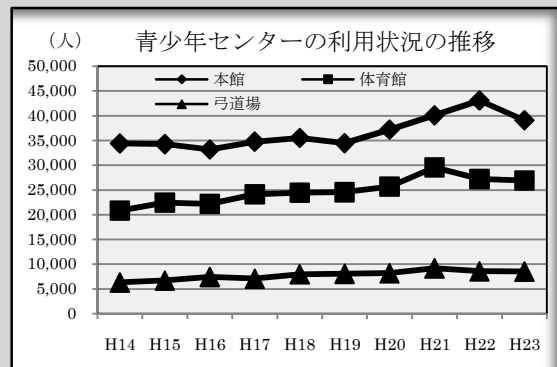
【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	市民活動の発表・文化芸術鑑賞機会の提供 【継続】	社会教育課
取組内容		市民活動の発表機会や文化芸術鑑賞の機会を提供するため、今後も各種の展示会や発表会を開催し、文化芸術の普及と発展に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
いせはら市展の開催		出品数 198 点 入場者 1,824 人	継続開催
伊勢原市民文化祭の開催		34 催事 入場者 14,144 人	継続開催
市民音楽会の開催		入場者 311 人	継続開催
伊勢原美術協会展の開催		入場者 1,410 人	継続開催

5-4 社会教育施設の整備・充実を図ります

現状と課題

- ◆ 公民館や青少年センターをはじめとする各施設は、建物の老朽化が進み、いたる部分で破損、故障が生じ、その都度応急的な修繕を行っています。今後は各施設において、大規模改修や改築の必要性が生じることが必須なため、将来に向けた改修計画の作成と調査・研究を行っていく必要があります。
- ◆ 子どもや若者の多様な活動を推進するため、青少年センターの計画的な改修を行い、子どもや若者が安心して活動できる場所の確保が必要です。



■主な社会教育施設の建築年月及び経過年数

施設名	建築年月	経過年数
青少年センター	昭和48年12月	39年
武道館	昭和61年3月	27年
図書館	平成元年4月	23年
子ども科学館	平成元年4月	23年
日向ふれあい学習センター	昭和38年6月	49年

- ◆ より多くの市民にスポーツができる環境を提供するため、新たなスポーツ広場の整備が求められています。

目標とする状態

- ▼ 社会教育施設の計画的な改修により、利用者の安全と快適な学習・活動環境が確保されたことで、利用者が増加し、本市の生涯学習がより一層推進されています。
- ▼ 新たなスポーツ広場が整備され、今より多くの市民が運動・スポーツを行っています。

目標 5 社会教育活動の振興

施策 5-4-1 社会教育施設の整備・充実

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	青少年センターの改修 【継続】	青少年課
	事業名	青少年センター改修事業（暮らし力）	
取組内容		青少年センターの耐震化工事など、維持管理に必要な改修を推進します。	
事業指標		現 状	29年度までに
青少年センターの改修		—	設計業務

No.	総合計画	取組	所管
2	—	子ども・若者の活動施設の維持管理 【継続】	青少年課
取組内容		<p>主に子ども・若者が利用する施設を整備することで、活動の支援と促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年センターの維持管理 ・児童館の維持管理 ・日向ふれあい学習センターの維持管理 ・青少年広場の維持管理 	
事業指標		現 状	29年度までに
各施設の維持管理		実施	継続実施

No.	総合計画	取組	所管
3	—	新たなスポーツ広場の整備 【新規】	スポーツ課
取組内容		市民スポーツの推進のため、新たなスポーツ広場を整備します。	
事業指標		現 状	29年度までに
スポーツ広場の整備		調査・研究	調査・研究

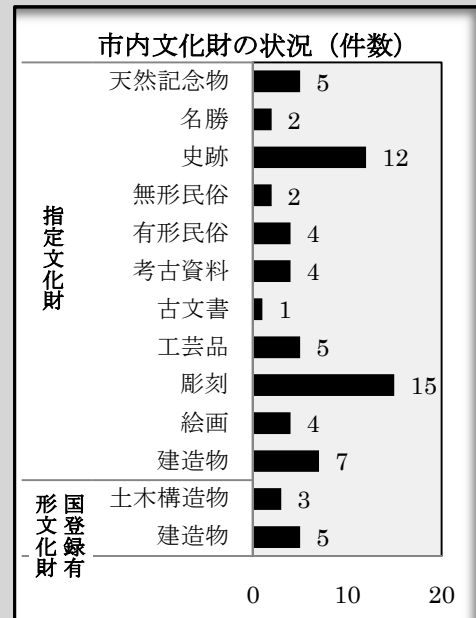
6-1 市の文化財を保護し、市史編さんを推進します

現状と課題

- ◆ 本市には、先人から受け継いだ長い歴史と伝統的な郷土文化や、数多くの文化財からなる豊かな文化遺産が多数存在します。平成25年4月に施行された改正文化財保護条例の掲げる理念に基づき、地域の文化と貴重な文化財を社会全体で守り、未来へ継承していく取組を進めています。
- ◆ 郷土の歴史を知り、後世に語り継ぐために市史を編さんしています。「伊勢原市史 通史編 近現代」の刊行で、全12編からなる市史の編さんが完了します。
- ◆ 出土した考古資料、寄贈を受けた民俗資料などの適正管理を図るための保管施設と展示施設の確保が課題です。

■ これまでに編さんした市史 11 編

伊勢原市史		
伊勢原市史 1	資料編	古代・中世
伊勢原市史 2	資料編	大山
伊勢原市史 3	資料編	近世1
伊勢原市史 4	資料編	近現代1
伊勢原市史 5	資料編	続大山
伊勢原市史 6	通史編	先史・古代・中世
伊勢原市史 7	資料編	近世2
伊勢原市史 8	別編	民族
伊勢原市史 9	別編	社寺
伊勢原市史 10	資料編	近現代2
伊勢原市史 11	通史編	近世



目標とする状態

- ▼ 歴史的建造物の保存修理の支援を継続することにより、貴重な文化遺産が守られています。
- ▼ 郷土の歴史を後世に伝えるもととなる「伊勢原市史」の編さん事業の完了により、本市の歴史を原始古代から現代を通して理解することができ、市内外からの郷土の歴史文化への興味・関心に対するニーズに応えることができます。
- ▼ 保管施設が整備され、後世に受け継ぐ貴重な歴史的資料が適正に保管されています。

目標 6 歴史と文化遺産の継承

施策 6-1-1 文化財保護・市史編さんの推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	国指定重要文化財・宝城坊本堂保存修理への支援 【継続】	文化財課
	事業名	宝城坊本堂保存修理支援事業（暮らし力）	
取組内容		国指定重要文化財である本堂の保存修理を支援し、貴重な文化財の継承を図ります。また、修理事業の機会を利用して修理現場の公開や講演会等を行い、地域の文化財の価値と保護への理解の醸成に努めます。	
事業指標		現 状	29年度までに
宝城坊本堂保存修理工事		解体工事完了	工事完了（28年度）
見学会・講演会等の参加者数		160人	500人（28年度終了）

No.	総合計画	取組	所管
2	—	市史編さん事業の推進 【継続】	文化財課
取組内容		「伊勢原市史 通史編 近現代」を刊行し、「伊勢原市史」本編の編さんを完了します。その後、ダイジャスト版の作成を検討します。	
事業指標		現 状	29年度までに
通史編近現代の刊行		執筆準備	刊行
ダイジェスト版の作成		検討	執筆準備

No.	総合計画	取組	所管
3	—	文化財保管施設の整備 【継続】	文化財課
取組内容		市内にある貴重な文化財の適正管理を図るための文化財保管施設を整備します。	
事業指標		現 状	29年度までに
保管施設の整備		情報収集	施設整備

6-2 歴史・文化の魅力発見と情報発信を推進します

現状と課題

- ◆ 本市には豊かな文化遺産が多数存在します。これらの歴史的環境や文化遺産を学校教育、社会教育、観光産業などとの相互連携により、まちづくりにおいて多角的な活用を図る必要があります。具体的には文化遺産を体感できる環境整備が必要です。
- ◆ 本市の歴史情報を後世に伝えるため、伊勢原市の歴史文化の情報発信を担う「いせはら歴史解説アドバイザー」の認定を進めています。いせはら歴史解説アドバイザーのスキルアップや自主的な活動が求められています。

■いせはら歴史解説アドバイザーの活動

小学校歴史授業等の指導協力（土器づくり等）
文化財ウォーク企画・運営
市指定文化財特別公開に関連した「まが玉づくり教室」の指導
文化財保護強調週間関連事業運営協力

- ◆ インターネットを活用した文化財関連情報の充実など、伊勢原市の歴史や指定文化財などの魅力を継続的に市内外に発信する必要があります。

■歴史文化財散策コース

伊勢原から大山へ	伊勢原大神宮、山口家住宅、太田道灌の墓、上杉館跡、良弁滝、大山の寺社 等
日向薬師を経て大山へ	実蒔原古戦場、日向・高部屋古墳、日向薬師、浄発願寺 等
三之宮比々多神社とその周辺	比々多神社、齋藤家住宅、登尾山古墳、三島神社、矢倉沢往還 等
下糟屋高部屋神社から高森道了尊へ	高部屋神社、丸山城跡、大慈寺と太田道灌の墓、小金塚古墳、高森道了尊 等
沼目の八坂神社とその周辺	天王原遺跡、大山道の道標、沼目の八坂神社、東円寺の地藏尊、安養寺、蔵福寺 等
八幡台遺跡から岡崎城跡へ	八幡台遺跡、八幡神社と光明院、岡崎城跡、岡崎義実の墓、乙女地藏、芳圓寺 等

目標とする状態

- ▼ 歴史文化財散策コースや文化財調査で収集した資料を展示することにより、市内外の人が伊勢原の文化遺産に触れる機会が充実し、市民の郷土の歴史文化に対する理解が深まるとともに、市内外から多くの観光客が訪れています。
- ▼ いせはら歴史解説アドバイザーの活動や、インターネットなどを通して本市の歴史文化の魅力を情報発信することで、多くの人々が歴史・文化遺産に興味を抱き、市内外から多くの観光客が見込まれ、市域全体が活性化しています。

目標 6 歴史と文化遺産の継承

施策 6-2-1 歴史・文化の魅力発見と情報発信の推進

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	●	文化財情報の発信 【継続】	文化財課
	事業名	文化財情報発信事業（暮らしカ）	
取組内容		<p>市のホームページや見学会、各種書籍など、様々な媒体や手法を用いて伊勢原市の豊富な文化財に関する情報の効果的な発信を行います。</p> <p>また、市内外に本市の文化財や歴史の魅力を広く伝えるため、いせはら歴史解説アドバイザーの養成と活用を推進します。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
伊勢原文化財HPサイト掲載メニュー数		9メニュー	12メニュー
伊勢原文化財HPサイトアクセス数（年間）		5,396件	8,000件
いせはら歴史解説アドバイザー認定者数		70人	100人

No.	総合計画	取組	所管
2	●	文化遺産と観光を結びつけた地域の活性化 【新規】	文化財課
	事業名	文化財公開・活用事業	
取組内容		<p>郷土の歴史的資料を展示するスペースを設け、市民が文化遺産に触れる機会の充実を図ります。</p> <p>また、市内に設定した6コースの歴史文化財散策コースの整備により、市民が文化遺産を体感できる環境を創出するとともに、観光部門との連携により市域全体の活性化を図ります。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
展示室の整備		調査・検討	展示室の整備及び運営
散策コース設定、標柱及び案内板の設置		コース設定	随時設置
文化財マップ作成		調査・検討	マップ完成
文化遺産を活用した見学会、講座、各種催し物の参加者数（年間）		2,164人	3,600人

7-1 教育委員会機能の強化と活性化を促進します

現状と課題

- ◆ 昨今、教育委員会に対し大変厳しい目が向けられ、教育委員会の有り様について議論されることが多くなっていますが、その一因として、教育委員が直接市民と接する機会が少ないため、市民に対してその役割や職務が認知されていないことがあげられます。
会議の公開や委員会の広報活動に力を注ぐとともに、教育委員が積極的に学校や保護者、専門家、関係機関などから情報を収集し、あるいは情報発信するなど、積極的な活動を行う必要があります。
- ◆ 災害や事件・事故、いじめの問題など、様々な危機的事態に対する危機管理は、その予防に止まらず、発生後の二次的被害や問題の拡大を防ぐために大変重要です。日頃から保護者や学校現場、関係機関と連携した危機管理の徹底・強化が求められています。
- ◆ 平成20年度から始まった教育委員会の点検・評価については、事務局職員による自己点検評価と市民の代表や教育の専門家による外部点検評価委員により行っています。点検評価の結果を日々の業務の参考にしたり、中長期的には教育振興基本計画に反映するなど実践的な運用が図られ、制度として定着してきています。

目標とする状態

- ▼ 積極的な教育委員会の情報公開とPRにより、市民へ教育委員会の役割や活動内容が理解され、教育委員会がより信頼され身近な存在となっています。
- ▼ 教育委員会として危機管理が徹底され、危機的事態の発生に至る前に予防措置が図られるとともに、事態が発生した場合においては、適切な対応が図られ、被害や問題の拡大が未然に防がれます。
- ▼ 教育委員会点検・評価の実施により、PDCAサイクルの実践が図られています。

教育委員の主な活動

- ・ 毎月1回の教育委員会定例会や必要に応じた臨時会を開催し、5人の教育委員が様々な教育課題や、これからの伊勢原市の教育方針について議論し、最終的な意志決定を行います。
- ・ 教育委員会議とは別に毎月1回の自主的な研究会を開催し、教育行政における今日的課題や喫緊の問題についての検討及び必要な調査を行います。
- ・ 学校訪問や教育行政に関する各種会議に出席し、現場の教職員や保護者、他市町村の教育委員等との意見交換を図ります。
- ・ 卒業式等の学校行事や教育委員会関連の各種行事に出席します。
- ・ 教育委員の一人である教育長が教育委員会事務局の業務を統括し、事務局に所属する職員を指揮して教育行政に係る事務事業を執行します。

目標 7 教育委員会機能の充実

施策 7-1-1 教育委員会活動の充実・活性化

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	教育委員会（教育委員）活動の充実 【継続】	教育総務課
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な教育課題に対して、教育委員が中心となって主体的に課題解決に取り組みます。 ・ 教育委員会議や会議録の公開により、教育委員会活動を広く周知し、本市の教育行政に対する理解と協力を求めます。 ・ 教育関係機関や教職員、PTAなどとの積極的な情報交換や、教育関係施設の視察を行い、教育行政の充実を図ります。 	
事業指標		現 状	29年度までに
関係機関との情報交換及び視察		3回	5回

施策 7-1-2 教育委員会の危機管理の徹底

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	危機管理の徹底 【新規】	教育総務課
取組内容		<p>災害、感染症、事件、事故など、様々な危機的事態に対する予防と発生後の事態把握と適切な対応などについて、保護者や学校現場、関係機関と連携し、危機管理の徹底を図ります。</p>	
事業指標		現 状	29年度までに
「危機管理の手引き」に基づく対応の徹底		実施	継続実施

目標 7 教育委員会機能の充実

施策 7-1-3 教育振興基本計画の進行管理

【重点取組】

No.	総合計画	取組	所管
1	—	教育委員会事業の点検・評価 【継続】	教育総務課
取組内容		教育振興基本計画の進行管理として、内部で行う自己点検評価と市民の代表や専門家による外部点検評価を行うことで、PDCAサイクルを実践し、今後の取組方針を明確にします。	
事業指標		現 状	29年度までに
教育委員会点検・評価の実施・結果の公表		実施	継続実施

後期基本計画の策定体制

■伊勢原市教育振興基本計画策定委員

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	朝倉 徹	東海大学 課程資格教育センター 教育学研究室 教授
副委員長	吉野 雅裕	神奈川県教育委員会 教育局 中教育事務所 所長
委員	江口 武春	日産自動車株式会社 R&Dエンジニア・マネージメント本部 R&D人事部 R&D人材育成グループ
委員	小永井 明美	伊勢原市PTA連絡協議会 元会長 元体育指導委員
委員	能條 恵子	伊勢原市PTA連絡協議会 元本部役員

(役職は、平成24年4月1日現在)

■庁内検討会議メンバー

部	役職
教育部	教育部長
	学校教育担当部長
	教育総務課長
	学校教育課長
	指導室長
	教育センター所長
	社会教育課長
	文化財課長
	スポーツ課長
子ども部	図書館・子ども科学館長
	子育て支援課長 青少年課長
市民生活部	市民協働課長

伊勢原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育振興基本計画を策定するための伊勢原市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画策定のための基本的事項及び計画案について、様々な観点から意見を述べるなど、教育委員会が計画策定に向けた実務的な作業を行うに当たり、必要な検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱した者（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員
- (3) 保護者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定作業が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(部外者の出席)

第7条 委員長が必要であると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢原市教育振興基本計画庁内検討会議設置要綱

（趣旨）

第1条 伊勢原市の教育の推進を図るための伊勢原市教育振興基本計画を策定するにあたり、庁内での策定作業を円滑に進めていくため、「伊勢原市教育振興基本計画庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 庁内検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 伊勢原市教育振興基本計画策定のための庁内検討を進めるとともに、計画策定までの庁内調整及び合意を図る。
- (2) 伊勢原市教育振興基本計画策定委員会に対し、意見・資料を提出する。

（組織）

第3条 庁内検討会議は、原則として別表に掲げる職にある者をもって組織し、必要により関係者の出席を求めるものとする。

（議長）

第4条 庁内検討会議に議長、副議長を置き、議長は教育部長、副議長は学校教育担当部長をもって充てる。

- 2 議長は、庁内検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 庁内検討会議は、議長が招集し、議長は会議を進行する。

- 2 庁内検討会議は、委員の過半数の出席で成立する。

（作業部会）

第6条 必要な事項について調査、研究を行うため、庁内検討会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、庁内検討会議のメンバーの各所属から、当該所属長が推薦する者をもって構成する。
- 3 庁内検討会議議長は、調査研究課題に応じて作業部会のメンバーを招集する。
- 4 作業部会に部会長を置き、教育総務課長が務める。
- 5 部会長は、会務を総括し、作業部会を進行する。

（庶務）

第7条 庁内検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が庁内検討会議の意見に従い定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

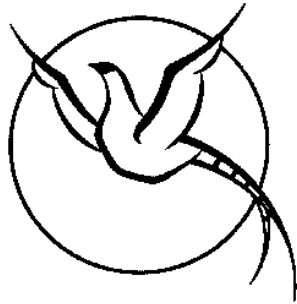
構 成 員	
市民生活部	市民協働課長
子ども部	子育て支援課長 青少年課長
教育部	教育部長 学校教育担当部長 教育総務課長 学校教育課長 指導室長 教育センター所長 社会教育課長 文化財課長 スポーツ課長 図書館長・子ども科学館長

後期基本計画の策定経過

【平成24年5月～平成25年7月】

開催日	会議の名称及び内容
5月23日	第1回庁内検討会議 ・後期基本計画策定方針について（協議） ・策定スケジュールについて（協議）
5月14日	部長会 ・後期基本計画の策定方針（案）について（報告）
5月24日	5月教育委員会定例会 ・後期基本計画の策定方針（案）について（附議）
6月25日	第1回策定委員会 ・委員の委嘱 ・後期基本計画策定方針について（報告） ・策定スケジュールについて（報告） ・施策体系について（協議） ・意見交換
8月30日	8月教育委員会定例会 ・計画策定の進行状況について（報告）
9月12日	庁内検討会議第1回作業部会 ・後期基本計画（案）について（協議） ・重点取組等について（協議）
9月25日	9月教育委員会定例会 ・後期基本計画（案）について（協議）
2月21日	2月教育委員会定例会 ・策定スケジュールについて（報告）
3月28日	3月教育委員会定例会 ・後期基本計画パブリックコメント（案）について（協議）
4月16日	部長会 ・後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について（報告）
4月19日	市議会全員協議会 ・後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について（報告）
4月19日 ～5月18日	パブリックコメントの実施
5月14日	部長会 ・後期基本計画（案）のパブリックコメントの結果と対応について（報告）
5月28日	5月教育委員会定例会 ・後期基本計画（案）のパブリックコメントの結果と対応について（報告）

開催日	会議の名称及び内容
6月11日	第2回策定委員会 ・後期基本計画（案）について（協議） ・後期基本計画（案）のパブリックコメントの結果と対応について（報告）
6月25日	6月教育委員会議 ・後期基本計画（案）について（附議）
7月17日	部長会議 ・後期基本計画の策定について（報告）
7月19日	市議会全員協議会 ・後期基本計画の策定について（報告）





伊勢原市教育振興基本計画 後期基本計画

発行年月 2013（平成25年）7月
発行 伊勢原市教育委員会
編集 教育総務課
〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地
TEL : 0463-94-4711 内線 5110・5112
FAX : 0463-95-7615
E-mail : k-soumu@isehara-city.jp